

平成31年第 1 回定例会

(第 3 日)

平成31年 3 月 8 日

平成31年第1回平川市議会定例会議事日程（第3号） 平成31年3月8日（金）

第1 一般質問

本日の議会に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（19名）

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	工藤 貴弘	8	山田 忠利	15	工藤 竹雄
2	工藤 秀一	9	石田 昭弘	16	齋藤 政子
3	福士 稔	10	原田 淳	17	齋藤 律子
4	長内 秀樹	11	桑田 公憲	18	田中 友彦
5	—	12	大川 登	19	佐藤 雄
6	佐藤 保	13	小野 敬子	20	齋藤 英仁
7	佐藤 寛	14	葛西 清仁	—	—

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条による出席者

職 名	氏 名	職 名	氏 名
市 長	長 尾 忠 行	尾上総合支所長	長 谷 川 尚 道
副 市 長	古 川 洋 文	経 済 部 長	西 谷 司
教 育 長	柴 田 正 人	建 設 部 長	木 村 雅 博
選挙管理委員会委員長	内 山 久 人	碓ヶ関総合支所長 兼碓ヶ関診療所事務長	山 田 一 敏
農業委員会会長	柴 田 博 明	教育委員会事務局長	大 湯 幸 男
代表監査委員	鳴 海 和 正	平川診療所事務長	今 井 匡 己
総 務 部 長	齋 藤 久 世 志	会 計 管 理 者	鈴 木 浩
企画財政部長	須 藤 俊 弘	農業委員会事務局長	石 田 善 久
市民生活部長	白 戸 照 夫	選挙管理委員会事務局長	小 田 桐 啓 子
健康福祉部長	三 上 裕 樹	監査委員事務局長	三 上 庚 也

○出席事務局職員

職 名	氏 名	職 名	氏 名
事 務 局 長	相 馬 昌 幸	主 事	一 戸 岬
議 事 係 長	長 濱 貴 弘	—	—

午前10時00分 開議

○議長
(齋藤政子議員)

皆さん、おはようございます。
会議に入る前に、議場内の議員、理事者並びに傍聴者の皆様に申し上げます。携帯電話、タブレット等をお持ちの方は、音の出ないような操作をお願いいたします。

ただいまの出席議員は19名で、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

暑い方は、上着を脱いでも結構でございます。

日程第1、昨日に引き続き、一般質問を行います。

本日は、第7席から第10席までを予定しております。

第7席、15番、工藤竹雄議員の一般質問を行います。

工藤竹雄議員の一般質問の方法は、一問一答方式です。

工藤竹雄議員、質問席へ移動願います。

(工藤竹雄議員、質問席へ移動)

○議長

工藤竹雄議員の一般質問を許可します。

○15番
(工藤竹雄議員)

おはようございます。

2日目の一般質問でございます。ただいま議長から一般質問の許可を得ました第7席、15番議員の工藤竹雄であります。

通告に従って順次質問、趣旨についてお伺いします。

まず第1には、まち・ひと・しごと創生平川市総合戦略について、実績も含め、再点検項目とは何か。

これまでの年間及び4年間の実績として、平川市総合戦略にて設定している主な重要業績評価指標、KPIの目標達成率はおおむねどのくらいなのかお伺いします。

また、平成31年度の予算編成の考え方は、第2次平川市長期総合プランに掲げる3つの基本目標の重点事項を基本とし、加えて「まち・ひと・しごと創生平川市総合戦略が5カ年計画の最終年となることから、計画に掲げた施策の再点検を行い、目標を達成するために取り組む事業を重点項目として予算を優先配分した。」とあるが、どの事業が該当するのか。以上、市長に答弁を求めます。

市長、答弁願います。

○議長
○市長
(長尾忠行)

工藤竹雄議員より御質問のありました、まち・ひと・しごと創生平川市総合戦略の実績についてお答えをいたします。

まち・ひと・しごと創生平川市総合戦略につきましては、平成27年度から平成31年度までの5年間において、国や県の策定した「まち・ひと・しごと創生」に対する基本的な考え方を踏まえ、人口減少の克服に向けた実効性のある地方創生の取り組みを進めることとしております。

この総合戦略の最終的な目標としては、国立社会保障・人口問題研究所が推計した2060年の平川市の将来人口の約1万5,000人を、2万1,000人に維持することを目標としております。

ことしの1月に総務省が公表した「2018年人口移動報告」によると、平川市は転入者が転出者を上回る転入超過であるとのことであります。また、東洋経済新報社が毎年発表している「住みよさランキング」の2018年版においても、平川市は青森県ナンバーワンを維持しておりますが、これに慢心せず、市民に対してはこれからも平川市で暮らしていきたい、移住希望者に対しては平川市で暮らしてみたいと思ってもらえるまちづくりが必要であると考えています。

そのためにも、総合戦略に掲載された事業について、伸びているものは、継続してさらなる伸びを目指して事業の実施に当たり、あまり伸びていないものについては、内容を精査した上で事業の方針転換や廃止などを検討していくこととしております。

また、そういった状況を踏まえた上で、今後予定される次期総合戦略の策定に向けて作業を進めていきたいと考えておりますので、今後とも議員各位の御指導をいただければ幸いです。

続きまして、平成31年度の予算編成の考え方について、どの事業がその

該当となるのかとの御質問にお答えをいたします。

先日の議案説明会でお配りしておりました資料の中の「資料4 平成31年度平川市当初予算案」の平成31年度重点施策の主な事業概要により説明をいたします。

これにつきましては、第2次平川市長期総合プランの基本目標ごとに掲載しておりますが、「基本目標1 魅力あるひとづくり」に記載のある事業の中で、総合戦略該当事業につきましては、子ども医療費給付事業、すこやか住宅支援事業の2つとなります。

次に、「基本目標2 活力あるしごとづくり」での該当事業につきましては、水田樹園地畑転換整備事業、インバウンド推進事業の一部、駅前通りにぎわい創出事業、空き店舗対策事業となります。

「基本目標3 住み続けたいまちづくり」での該当事業につきましては、シティプロモーション推進事業、ピロリ菌検査事業、民間宅地開発支援事業、空家対策事業となります。

以上が、資料に記載の事業のうち総合戦略事業に該当するものとなりますが、来年度からの新規事業の中でも戦略事業として該当する事業もありますので、予算案が可決された後に精査し、目標達成に寄与する事業を進めていきたいと考えておりますので、御理解くださるようお願いいたします。

なお、重要業績評価指標の目標達成率については、担当部長より答弁させます。私からは以上であります。

企画財政部長。

それでは私のほうから、まち・ひと・しごと創生平川市総合戦略に設定しております重要業績評価指標の主な項目の目標達成率について御紹介させていただきますと思います。

まず、「政策分野1. 地域に根ざす安定したしごとづくり」では、平成27年度の戦略策定時での販売額約4,900万円から5年間で20%増を目標とした津軽の桃販売額の増加では、平成29年度時点では約6,000万円となっており、達成率は約101%となっております。

次に、「政策分野2. いつまでも住み続けたいまちづくり」につきましては、年間5世帯を目標とする移住世帯数の増加につきましては、直近値で年間25世帯となっており、達成率が500%となっており、戦略時から5カ年で80%から90%への向上を目標とする住み続けたいと思う人の割合、また同じく5年間で72%から90%への向上を目標とする「住環境の満足度」につきましては、住民アンケートによる数値を指標としてございますので、平成31年度にアンケートを実施するという計画をしております。現在の達成率はそのような状況からお示しできないということでございますので、御了解いただきたいと思っております。

続きまして、「政策分野3. 若者世代の希望がかなうまちづくり」につきましても、年間10組を目標としているカップリング成

- 議長
- 企画財政部長
(須藤俊弘)

立数の達成率は、年間1組で10%となっております。

最後に、「政策分野4.健康で心穏やかに暮らせるまちづくり」につきましては、現状値のみの数値となっておりますので、ここについては割愛させていただきたいというふうに思います。

以上が、平川市総合戦略の重要業績評価指標の主な項目の達成率でございます。私からは以上でございます。

○議長

工藤竹雄議員。

○15番

(工藤竹雄議員)

予算編成について私が考えるには、優先して配分した内容については、私的にはちょっと不満があるのかな。これが本当の平成31年度の部分であるならばです。本当に不満だなとそういうふうに思っております。

それでこれ、前にもらった部分があります。それとあわせて、この2次の総合プランの関係。この中でちょっと一部お尋ねしたいのは、要するに平成27年度から平成31年度までの5カ年です。特に私、いつも重視しているのが3番の「若者世代の希望がかなうまちづくり」、いわゆる合計特殊出生率のことです。1.28から1.45、それから今、国、県にあわせた1.8にまた変更された。こういう中で、この出生数が年間で220人程度と。年間です。5年間でない、これ恐らく1年間だと私、そう思っていました。

そこで、担当課にちょっとお聞きいたしますけれども、この平成27年度から平成30年度までこの人数、幾らになりますか。

○議長

健康福祉部長。

○健康福祉部長

(三上裕樹)

平成27年度から平成30年度までの出生数ということでお答えをいたします。

健康福祉部で把握をしております各年の1月1日から12月31日までに生まれた方の人数ということでお答えいたします。

平成27年が出生数210人です。平成28年は179人、平成29年は170人、平成30年は160人となっております。以上です。

○議長

工藤竹雄議員。

○15番

(工藤竹雄議員)

そうすると、先ほど言いました220人。これが大体、平成27年度で210ということですから10人程度ふやしたような計画であります。その後、今答弁ありましたように全然計画どおりになっていない。これでは、計画が何であるんだろう。私、正直言ってそう思うんです。計画というのは、達成しなければまず意味がない。無理してここまで立てなくても、もっと少なくして達成することもできるんです。この原因は何だと思えますか。これは市長にお尋ねします。計画どおりいかない理由は何でしょう。簡単でいいです。

○議長

市長。

○市長

(長尾忠行)

出生数に関しては計画どおり伸びてはいっていないのが、これは現実であります。その原因というのはさまざまあると思いますが、結婚する方々が少ないという現実もございますし、と同時に1組の夫婦にどれぐらいのお子さんが生まれるのか、その辺も関連してきていると思えます。

計画はなかなか計画どおりにはいかないわけでありますけれど、私どもとしては、目標を掲げ、それに向かって努力していくということで、そういうふうな目標を掲げております。

また、出生数は少ないわけでありますけれど、議員に御認識していただきたいのは、市のさまざまな努力によって、いわゆる転出していく人口よりも転入の人口がふえているという状況があります。これは住宅政策等もありますけれど、そういう意味で、出生数は少なくとも、全て子供の数が少なくなっているというわけではありませんので御理解をお願いしたいと思います。

○議長

工藤竹雄議員。

○15番

(工藤竹雄議員)

その原因については市長、前に私はこの関係については何度も質問しております、少子化対策については、これ、どうしなければならぬのかって今答弁されたことが、過去にもいただいている答弁であって、それから何にも進歩していない。

これ、計画を立てて、毎年毎年これK P Iやっているんですか。こう実績が到達していませんよと、1年のうち当然私は、みんなで関係者集まって、じゃあこれからどうするのか、こうするのかとやるのが、私は本当の目的達成するための仕事じゃないかと思うんです。私はそう思うんですけれども、市長、その考え間違っていますか、どうぞ。

○議長

企画財政部長。

○企画財政部長

(須藤俊弘)

ただいま工藤議員のほうから、毎年見直し等をしているのかというような御質問かと思えます。

まず、この出生率等につきましては、計画では年間220人程度の出生数ということの指標を掲げてございます。これは策定時点での数値であった年間約200人、これから向上させようということで、基本目標である合計特殊出生率を1.28から1.45に増加させたということで、目標を達成するために審議会で委員の方々の御意見をいただいて設定したものでございます。

現状では、それこそ先ほどから議員のほうから御指摘がありましたけれども、出生数は年間で160人ということで非常に乖離している状況ではございますけれども一方で、社会減対策として実施している移住者向け住宅支援、すこやか住宅支援事業によりますと、平成27年度から累計して中学生以下の子供が95人転入してございます。

現在のところ、出生数などの数値が低い部分につきましては、少しでも目標数値に近づけるようにと事業の実施に当たっておりますので、現段階では目標値の変更はちょっと予定はしてございません。しかしながら、今後の次期総合戦略の策定に向けましては、事業内容や現状の数値状況を精査し、総合戦略審議会でも委員の方々から御意見をいただきながら、目標数値の設定等を検討してまいりたいと考えてございますので、よろしくお願ひします。

○議長

工藤竹雄議員。

○15番
(工藤竹雄議員)

住宅支援のことについては、これは転入、転出もあって最近ふえてはございます。それは若干なりでも人口はふえているかもわからないんですけども、ただ若い人たち、今私聞いているのは、子供をつくっていただかなければ、人口全体にふえたってそのほかの部分が私、今、試算数尋ねていることですから。ですから、余分なことを言われても私困るんですけども。全体的な、すこやか住宅の関係とか、そういうのではふえているかもわからない。ただし、この出生数は計画どおりっていない。

それでもう1点、カップリングの問題、これも先ほど答弁いただきました。まずゼロ%。過去にこれ、私、やめたほうがいいんじゃないかと。もう何年もやっても実績が出てこないんであれば、もっと名称を変えてでも別なやり方もあるんじゃないですかと、私はそういう質問もしてございますので。それでもなかなかやめない。掲げたものはできるだけ淘汰するのが、私はこれの、行政のやる仕事であると。掲げたものができないのであれば、何のためのK P Iなのか。第三者委員会でも構わない、そういうので精査してやっぱりやるべきことが大事なのではないのかな。別な事業に予算を盛ってもいいんじゃないのかな。

私はそういうことで今までずっとやってきました。子供に対してでも、例えばこういった助成できないですか、こういうのもできないですか、ずっとやってきました。でも市長は財政がどうのこうの、そういうようなことだけで、何らこの対策はしていない。私はそう考えていますけれども、それについて市長、それじゃあおかしいと、私に対してそうじゃないんだということであるならば、答弁していただきたいけれども。私は第1子、第2子にも例えばお祝い金とか、いろんなこともやりたい。これが、やったから成功するかどうかはわかりません。何もしないよりもやったほうが、1人の人がまた2人いくかもわからない。それもやらないで、ただ第3子だけ対象にして云々。

先般も新聞さ出していました。青森県の子供、本当に欲しいのは3人。けれども、親としてみれば予定は2人。これが最多なんです。3人というのは、本当に若くて生活面においても裕福な人はそうなるでしょう。ですから、そういったこともやっぱり考えなければならぬし、それで今移住の問題も、これ後でやりますけれどもそういう話もありました。

いずれにしても、ここに掲げているものについては最終年度でやるということですから。最後の今、これですから。これ今、精査して云々たって到底間に合うはずがないと私は思っていますけれども、どの程度まで努力できるかは知りませんが、努力していただきたいとそう思います。

次、第2の質問に入らせていただきます。

職員の人事異動について、各部署への職員を配置する際の条件や理念・方針といった基本的な考え方をお聞きしたいと思います。

適材適所の配置だとは思いますが、行政業務に重点を置いた配置になる

のか、それとも議会対策のために配置することもあるのか、または年功序列なのか、このあたりをお伺いします。また、ちょっとこれ名前出してまずいけれども、課長から部長へ昇任する時にも基準などはあるものかどうかについて、市長答弁願います。

○議長

市長、答弁願います。

○市長

職員の人事異動についての御質問がございました。

(長尾忠行)

当市は現在、大量退職期を迎えており、職員の入れ替えが多い中において、多様化する市民の需要に対応する必要があります。そのため、議会対策のために配置するというふうなことは全く考えておらず、また必ずしも年功序列ということでもありません。職員の能力や経験を活かす適材適所の人事配置を基本として行っております。昇任についても同様の考え方で実施しておりますが、現在は人事評価制度を実施しており、その結果も考慮しながら、昇任者を決定しております。

近年は退職者が多く、職員の若返りが図られていることから、将来を見据えた人材育成に重点を置きながら、人員配置を考えているところであります。以上です。

○議長

工藤竹雄議員。

○15番

人事評価についてもある程度ここにある行政改革大綱のこれにもうたわれておりますけれども、議会対策でもないんだけど、例えば今、予算・決算というのが担当課長も入ってきます。

(工藤竹雄議員)

私これ、自分の考えで申し訳ないんだけど、やっぱり答弁もしっかりしてないと議会対策に当然かかわってくると思うんですけども、それでこの中で、これから段々若い人たちの市職員の構成年齢別で見ると、例えば48歳から51歳まで28人、44歳から47歳まで40人、40歳から43歳まで34人、これらの人たちがいずれ五、六年経つと、いわゆる部長になるわけです。この人数の中から選ぶというのが大変なことだと私はそう思っています。五、六人しかいない部長を、今は7人ですか、30人以上の中から選ぶってことはただ適材適所じゃない。

この評価っていうのは、まずその評価する人は、市長ではないんだよね。一応は、担当部長が大体出して、それから最終的に市長のところへ上がっていくと思うんだけど、人って嫌われると絶対だめだね。頭がよくても、仕事ができても、嫌われてしまうと、恐らく出世コースから外れるのかなと。ですからそういうことでいくと、非常に難しい人事だと私は思います、今言ったこの人数から計算すると。

それと、もう1点。例えば52歳から57歳までが25人です。55歳の人とはあと5年経ったら定年です。これでも25人もいる。それから選ぶ。そういう中で、市長にこういうのを聞くのは職員たちには嫌われるかもわかりませんが、今言ったみたいに市長の答弁、これ実績型でいくということですよね。もう一回そこ確認したいと思います。

年齢構成。いわゆる年功序列でもない、議会対策でもない。いわゆる実

○議長
○市長
(長尾忠行)

績型ですよ、そのところもう一回。

市長。

先ほども申し上げましたが、人事配置につきましては年功序列とか議会対策等は念頭にはありませんで、行政がいかにしたらスムーズに運営していけるのか。また、そのトップとしてどういう人が必要なのか、そういうことを考慮しながら、適材適所という考え方で進めております。

年齢にしても50代半ばで部長になっておられる方もありますし、また、50代後半で部長になっておられる方もあります。それぞれの担当部局によつての適材適所というのを見きわめながら、人材を配置しているということで、御理解をいただきたいと思います。

○議長
○15番
(工藤竹雄議員)

工藤竹雄議員。

適材適所、これ1つずつ分離したら適材となるのか適所となるのか、辞書でも優秀な人だったら恐らく書いていると思うんだけど、そのところ、できますか。適材はこういう人、適所はこうだという意味とか。

○議長
○市長
(長尾忠行)

市長。

適材というのは、その部署に適した人材でありますし、適所というのは、その人材に合った部署ということですので、御理解いただきたいと思います。

○議長
○15番
(工藤竹雄議員)

工藤竹雄議員。

そうすると、これだけの人数の中で競争をもって適材適所とこう配置したけども、やっぱり同期に逆転されたと。降格という考えはありますか。

○議長
○総務部長
(齋藤久世志)

総務部長。

工藤議員の御質問にお答えいたします。

降格はあり得るのかという御質問ですけども、ただいまうちは今人事評価システムを運用しております。その中でよっぽど成績が悪いということであれば、そういったことも検討しなければならないと感じております。

○議長
○15番
(工藤竹雄議員)

工藤竹雄議員。

適所でやって特段の試験をやるわけでもないということなので、当然人それぞれにかわってくるだろうと思いますので、やっぱり私は、実績型かなど。社会的にいくと、一般的な社会は実績型が最低登用しています。その中でも、降格というのは出てくるんです。それはそれで終わりますけども。

第3の質問に入ります。農地付き空家について。

先に移住対策について。平川市では、県外からの移住者に対してどのような支援を行っているのか。

また、移住・定住者に関する問題点の1つとして、移住者が就農を希望する際に農地と住宅の確保に苦勞することが挙げられるが、そのような場合において移住支援金を給付するなど、移住・定住支援事業を拡大すべきだと考えるが、市長の見解をお伺いします。

○議長

市長、答弁願います。

○市長
(長尾忠行)

工藤議員の御質問の移住対策と新規就農の促進についての御質問でありますけども、私の方からは平川市における県外からの移住者への支援事業について御説明をいたします。

現在行っている支援といたしましては、移住者が当市に住宅を建設または購入する場合に、最大で100万円を給付するすこやか住宅支援事業を実施し、移住者の住宅確保の支援に努めております。

また、平成30年5月から運用を開始した弘前圏域空き家・空き地バンクにより、市内の空家などの情報を紹介しております。現時点で市内の物件の登録はありませんが、今後もバンクへの登録を推進していきたいと考えております。

また、来年度に予定している事業として、国が策定した移住支援事業の実施を予定しております。内容といたしましては、東京23区から地方へ移住し、中小企業等へ就職した場合において、最大100万円を支給し移住に要する費用への支援を行うものであります。この事業につきましては、市内の市町村でも同様に実施することとしており、平川市としても県と連携し実施に努めてまいります。

続いて、移住者の就農の際の農地や住宅の確保に対する支援についてであります。先ほど申しましたすこやか住宅支援事業につきましては、就農を希望される移住者が市内に住宅を建設または購入される場合はもちろん該当になりますが、移住支援事業につきましては、県が対象とする中小企業等への就業が条件となっていることから、就農の場合への給付はできないものとされております。

また、新規就農者への支援につきましては、次世代を担う農業者となることを志向する45歳未満の新規就農者に対し、就農直後の経営確立を支援するため、最大年間150万円を5年間交付する農業次世代人材投資事業や、就農から3年以内の新規就農者が支払う農地賃借料に対して3年間補助金を交付する新規就農支援事業を実施しております。

このような事業の実施により、移住者も含めた住宅確保や就農支援を行っており、就農を希望する移住者への農地や住宅の確保に対する支援金給付事業などは、現在のところ予定はしておりませんので、御理解ください。

なお、空家に付随した農地の下限面積に関する御質問については、農業委員会会長より答弁させます。私からは以上です。

○議長
○15番
(工藤竹雄議員)

工藤竹雄議員、続けてどうぞ。

いろんな制限もありますし、45歳未満、5年間の150万円。それから、就農については3年間と。東京圏からのU I Jターン。この問題、先ほど私言いましたけど、要するに住む場所と仕事なんです。

そういうことを行っているということなんで、あえて言いませんけど、45歳ってこの年齢の制限というのはどうなんでしょう。5はだめなんですか。50歳でもだめなんですか。そこのところ、年齢の制限、撤回する考えはないのか。もう少し延ばしてもいいのかなど考えるんですけど、その点につ

○議長
○企画財政部長
(須藤俊弘)

いて。

企画財政部長。

今工藤議員のほうから御質問がありました旧就農給付金の関係のものだ
と思うんですけども、これは国の方の施策にのって市の方で対応してい
るっていうものでございまして、そっちのほうでは45歳未満というのを定
義してございますので、今現状では45歳ということでございます。

○議長
○15番
(工藤竹雄議員)

工藤竹雄議員。

さっき、移住・定住の支援事業に対する拡大、給付というのはやりませ
んということでしたんで。こういう内容で、いい部分であるのであればあ
えてやらなくてもいいけれども、ただ問題は年齢制限されるのがどうかな
と。独自に市で年齢の部分を考え直し国さただはいそうですかでなく。恐
らくこれ、国からお金が来るからこれにあわせてただけだと。国の事業だと。
じゃあ市独自の部分は出せないんですか。お伺いします。

○議長
○企画財政部長
(須藤俊弘)

企画財政部長。

先ほど市長のほうの答弁にもございましたけれども、市の単独としては
就農にかかわるものとしては、就農から3年以内、新規就農者が支払う、
要は農地を借りた場合です。その賃借料に対して3年間補助をするとい
うことで、その賃借料の補助を実施してございます。以上です。

○議長
○15番
(工藤竹雄議員)

工藤竹雄議員。

次にいきます。新規就農の促進についてお尋ねします。

移住者が新規就農した場合、農地法では農地の権利移動にかかわる下限
面積要件を定めています。平川市の面積要件を伺いします。

国土交通省が「農地付き空き家の手引きについて」を発表しております。
空き家バンクの取り組みを通して農地付き空家の提供を行っている自治体
がふえているなかで、平川市において移住希望者から「移住をきっかけに
農業をしたい。」、という声にどのような対策をするのか。

また、今日まで、空家とセットで農地を取得する際の下限面積要件など、
検討されたか農業委員会会長に答弁を求めます。

○議長
○農業委員会会長
(柴田博明)

農業委員会会長、答弁願います。

私のほうから、平川市の空家に付随した農地の対応についてお答えしま
す。平川市における農地取得の下限面積要件は、平賀・尾上地域は50ア
ール、碓ヶ関地域は30アールとなっております。しかし、農地付き空家の中
には、付随した農地が50アールまたは30アールに満たない物件も存在しま
す。これらの対策として、地域の実情に応じて別段の下限面積を設定する
ことが重要です。

近隣市町村では、この別段面積を設定しているのは、黒石市が平成30年
9月1日施行の黒石市空き家に付随した農地の別段面積取扱基準を運用し、
弘前圏域空き家・空き地バンクに登録されていることなどの条件を満たし
ている土地に限り、空家に付随した農地に限定して設定面積を1平米以上
としております。

当農業委員会でも、今後空家に付随した農地の下限面積を引き下げること、新規就農希望者の移住・定住の促進、遊休農地の解消、防止を図っていきたいと考えておりますので、御理解をお願いします。以上です。

○議長
○15番
(工藤竹雄議員)

工藤竹雄議員。

わかりました。これは、あくまでもバンク登録ということで、できれば積極的な行動をしていただきたいと、そう思っていました。今の答弁にありましたように、要するに放棄地の解消などいろんな問題、農業にとって。また新規就農者の確保の問題もありますので、努力をしていただければと思います。以上で質問を終わります。

○議長

15番、工藤竹雄議員の一般質問は終了しました。
11時まで休憩いたします。

午前10時44分 休憩
午前11時00分 再開

○議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。
第8席、1番、工藤貴弘議員の一般質問を行います。
工藤貴弘議員の一般質問の方法は一問一答方式です。
工藤貴弘議員、質問席へ移動願います。
(工藤貴弘議員、質問席へ移動)

○議長
○1番
(工藤貴弘議員)

工藤貴弘議員の一般質問を許可します。
おはようございます。ただいま、議長より一般質問を許されました第8席、議席番号1、誠心会の工藤貴弘でございます。それでは通告に従いまして順次質問いたします。

まず、主要地方道大鰐浪岡線（吹上工区）道路改築事業についてお尋ねいたします。

御承知のとおり、この道路は大鰐町の鯖石から国道7号線より分岐し、青森市の浪岡で県道285号線大鰐藤崎線に接続する県道です。国道7号線は大鰐方面より走行した場合、鯖石から折れていくと新設された乳井バイパスを経て、本市の向陽町会へと至ります。

この道路の、特に吹上地区は急なカーブと勾配がある上に、道路幅員は狭小であり、かつ交通量は多く、大型車も多数走行することからすれ違いのために渋滞が生じたこともございます。

積雪のない時期であっても夜間や運転の苦手な人であれば注意を要し、通学路でありながら歩道はなく、子供たちやお年寄り、時には走行する車と接触しかねない距離感の中を歩かざるを得ない状況でございます。

比較的除排雪は丁寧に行われているものと感じますが、それでも積雪期となればさらに道路は狭くなり、脇に寄せられた雪も地面に対してフラットではなく、すり鉢状になることから歩いても転倒の恐れがあり、最悪の事態も想定されます。

私もこの区間は市内においても非常に危険な道路の一つであると認識しており、同様に地域の方からも道路整備を求める声が届いているところです。

そこでお尋ねいたします。これまでこの区間の道路整備についてどのように進められているのかお知らせください。

○議長

市長、答弁願います。

○市長

工藤貴弘議員御質問の、主要地方道大鰐浪岡線道路改築事業についての御質問でございます。

(長尾忠行)

現状と経緯について御説明いたしますと、当該路線の吹上、高畑地区の道路幅員は、平均的な断面として車道が5メートルに、路肩が0.75メートルの全幅6.5メートルとなっており、歩道は設置されていない状況であります。交通形態として、弘前市薬師堂から乳井までのバイパスが供用開始されたことにより、碓ヶ関地域、大鰐町及び秋田県方向からの通過交通が多いことも特徴で、交通量調査の結果では1日当たり約4,000台で、うち大型車両は500台となっています。

また、冬期間においては、除雪の寄せ雪によってさらに幅員が狭くなり、大型車両との交差ができず渋滞を招いたりしている状況であります。

次に、このような状況から道路改良事業に向けた今までの経緯について御説明いたします。

平成12年度に吹上から国道7号までが、平成21年度に弘前市薬師堂から乳井までが供用開始され、市では平成18年度から平成21年度まで津軽南市町村連絡協議会の重点要望とし、平成23年度から平成25年度まで市単独で重点要望を行ったところです。その結果、平成28年度に交通安全事業として現道を拡幅することで、測量調査及び設計業務に着手するに至りました。

事業の実施に先立ち、地元説明会を2回開催したところ、一部の関係者から現道を拡幅することについて賛同を得ることができず、県との協議によりやむを得ず事業休止としたところであります。

しかし、当該路線の整備する必要性、地元住民及び道路利用者の危険性等については認識をしておりますので、現在も県への要望活動を継続している状況であります。以上です。

○議長

工藤貴弘議員。

○1番

ただいまの御答弁では現状と経緯についての御説明がありました。そして、この道路の危険度も認識もしており、また県のほうへも重点要望として提出しているということです。

(工藤貴弘議員)

現在、この区間の道路改築事業については、地権者の方から同意を得られていないということで休止中とのことであります。かつてこの区間の道路整備については、町内の道路を拡幅せず、町内を迂回するバイパス案が周知されていましたが、国の道路整備事業の方針転換により、この実現が極めて困難となっているものと認識しております。そのことが地域住民の事業に対する不信感や混乱を招いているものと、私は推察するところです。

このような背景に思いをすると地権者の方の気持ちは痛いほど理解できません。

しかし、私としては、通学路でありながら歩道がなく、子供たちを初めとして歩行者が身の危険にさらされるこの区間の道路状況を、一步でも、あるいは半歩でも前に進めたいという強い思いがございます。

市として、今後の事業再開に向けた進め方についてお知らせください。
市長。

○議長

○市長

(長尾忠行)

ただいま、工藤議員のほうからこの道路に関しては、バイパス案が出たのがネックになっているのではないかというふうな御質問もございました。

確かに県のほうでは一時、いわゆる現道拡幅ですと通常の道路整備事業でいくとトンネルを掘るより多くの事業費がかかるということで、バイパス案も出てまいりました。

ただなかなか事業採択に至りませんので、ただこの現在の道路の危険性等の認識は県のほうでもしておりますので、交通安全事業で今までよりちょっと道路幅が狭くはなりますけれど、交通安全事業でやった場合はそんなに多くの、これも結構買収費はかかるわけですが、かからないということでそちらのほうで事業の実施をしたいということで申し出があったわけですが、残念ながら住民の方々の、多くの方々ではありませんけれど、反対がありまして、現在休止している状況であります。

危険性に関しましては市も県も認識しておりますので、今後も県のほうに粘り強く働きかけてまいりますし、と同時に向陽、高畑町会のほうにもお話をさせていただきながら地権者の理解を得るよう努力してまいりたいと思っています。

○議長

○1番

(工藤貴弘議員)

工藤貴弘議員。

この事業は多分時間がかかると思います。そしてまた、デリケートなところにも触れていくということで、慎重を要しながら、しかし着実に事業を進めていただきたいと思います。

市長も町議会議員の時からこの問題については、問題意識を持っていたとも聞いておりました。そしてまた、県議会議員の時にも各種委員会等でこの事業については触れられておりました。市長の御協力、御理解を得ながら、そしてやはり地権者、地元、町会がまとまることによって、この事業が展開していくわけですから、市のほうでも後押しのほうをこれからもよろしくお願ひしたいと思っております。

では次に、海外に向けた観光振興についてお尋ねいたします。

まず、①情報発信についてであります。

市では、友好交流都市である台中市からの誘客促進に当たり、PR動画の作成や現地のランタンフェスティバルに参加するなど、これまで本市の情報発信に意欲的に取り組んでいると評価します。

特に台中市でのランタンフェスティバルにおけるプロモーションは白眉であり、私も昨年、行政視察で台中市のランタンフェスティバルにお邪魔

しましたが、色彩も鮮やかなランタンが無数に台中の夜に浮かぶ中であって、本市のねぷたは小ぶりでありながらもひととき異彩を放っており、台中の人々の熱い視線を一身に浴びていました。その様子は台湾のテレビや新聞で大々的に取り上げられ、数値ではあらわしきれない効果を生み出していると思います。

今後も、本市に多くのインバウンド客を呼び込むにはさまざまな媒体で本市の魅力を発信していくことがやはり重要であると考えます。

さて、観光で我が国を訪れる外国人の多くは個人旅行であるそうです。台湾においても団体旅行から個人旅行へとその形態が移りつつあります。団体旅行のように定番の観光地を定められた日程で慌ただしくめぐるのでなく、自分たちの見たいもの、やりたいこと、食べたいものなどを自由に組み立てているとのこと。団体旅行は旅程に制限はあるものの、トラブルが起きてもガイドがサポートしてくれますので、異国の地であっても安心して旅行できるメリットがあります。

一方で、個人旅行の場合は、航空券の手配から宿泊先の予約や移動の手段など、自力で調べる必要があります。

では、どのようにして情報収集をしているのか。観光庁が公表している訪日外国人の消費行動によると、出発前に役立つ情報源として個人のブログやSNSが上位に挙げられています。実際に日本を旅行した観光客が、外国人の視点で日本の魅力やあるいは不満を、しがらみにとらわれない生の声で発信しているのが有益な情報になっているのではないかと推察します。

そこで、さらなる誘客促進のツールとして、ネット媒体の活用が有効であると考えますが、市の考え方をお知らせください。

次に、②キャッシュレス決済促進についてお尋ねいたします。

我が国では治安のよさや貨幣の信用が高いことから、現金払いの文化が根強いものと考えます。私も、基本的に現金払いで済ませています。

一方、私たちになじみ深い東アジアを初めとする諸外国ではキャッシュレス決済が普及しており、環境が整っていない日本に対して、特に地方に対して、訪日観光客は不満を募らせており、消費行動の停滞につながっているものと考えます。

先月、観光庁長官が来青した際に「観光から見た国際的な視点からの青森の魅力」という講演がありましたので拝聴してきましたが、「これからのインバウンド対策として観光消費額の増加のために、国際情勢に呼応したキャッシュレス決済の環境整備が重要になってくる。」とお話しされていました。

一口にキャッシュレス決済といってもクレジットカード、デビットカード、電子マネー、最近ではQRコード決済などその形態はさまざまあります。さらには、本市ではコンビニやスーパーといった中央資本による業態であればそれに対応しているものの、地域に根づいた個人の商店や飲食店

では導入が遅れていると感じるところです。

訪日観光客がストレスフリーかつ財布のひもを緩めて地域経済の活性化に貢献していただくためにも、今後は本市においてもキャッシュレス決済の促進が重要であると考えますが、市の御見解をお知らせください。

最後に、③の台中市へのアウトバウンドについてお尋ねいたします。

今夏から台湾への国際定期便が新たに就航することにより、ますます台湾との交流が盛んになることが予測されます。持続的かつ相互に発展する交流を実現するためにも、市としてもこれまで注力してきたインバウンド事業のみならず、今後はアウトバウンド事業の取り組みも重要になると考えます。

そこで、まずは本市におけるこれまでのアウトバウンドに関する実績と今後の展望についてお知らせください。

市長、答弁願います。

海外に目を向けた観光振興の御質問3点について、お答えをいたします。

平成30年12月、観光庁の宿泊旅行統計調査によると、昨年10月に本県を訪れた外国人旅行者は、1カ月間で5万1,000人を超え、東北最多となりました。外国人旅行者の多くが、周遊観光を目的とするため、本市においては、県観光連盟や津軽広域観光圏協議会などが運営する多言語サイトへの情報掲載に力を入れています。

また、今年度から加入した青森港国際化推進協議会が行う、PR動画の放映に当市の動画も提供し、クルーズ船乗客への情報発信を行なっております。友好交流協定を締結している台中市につきましましては、台中市のランタンフェスティバルにねふたを出展するなど、インパクトの強いプロモーションを行い、SNSで台湾全土に情報拡散されることを目指しています。議員御指摘のとおり、さらなる誘客促進のためには、ネット媒体は非常に重要であり、今後も情報発信に力を入れてまいりたいと考えております。

2点目のキャッシュレス決済促進についてであります。

本市においては、平成30年に6,067人の外国人旅行者が宿泊し、これによる経済効果は、宿泊施設のみならず、周辺の商店や飲食店にも波及しているところでもあります。本市を訪れる外国人旅行者に多くの買い物をしてもらうためには、議員御指摘のとおり、海外で普及している電子マネーを使える環境が必要であると考えます。

しかし、市内の現状では、コンビニエンスストアやスーパーなど、一部の店舗を除いては整備が進んでいない状況にあります。このような中、国では消費税率引き上げの対策として、キャッシュレス・消費者還元事業及び軽減税率対策補助金を実施することとなりました。

これまで、地方においては必要性を感じていない事業者も多かったと推測されますが、今後はキャッシュレス決済が急速に普及するものと認識しております。外国人旅行者向けというだけではなく、将来は、キャッシュレスが一般的な社会になることが予想されますので、市といたしましても、

○議長
○市長
(長尾忠行)

この機会に当事業の活用を呼びかけ、導入を促進してまいりたいと考えております。

続いて、アウトバウンドに関する御質問についてお答えをいたします。

アウトバウンドの実績につきましては、一般の旅行者の数は把握しておりませんが、平成28年度から始まった交流事業において、台中市を訪問した人の数は114人となっております。

訪問の目的は、交流事業の検討やランタンフェスティバルに向けた打ち合わせ、ノベルティグッズの開発に関する打ち合わせ、教育旅行の招聘活動などで、訪問先は、主に台中市政府や僑光科技大学、台湾国際教育旅行連盟、台中市温泉観光協会などであります。訪問回数では、私を初め市の職員が多く、そのほかは、平川女子囃子組が2月のランタンフェスティバルに3年連続で参加したほか、市議会議員の皆様からも、昨年ランタンフェスティバルに9名、平成29年8月のチャーター便にも8名参加していただきました。御協力に対して、改めて感謝申し上げたいと思います。

このように、台中市との交流事業につきましては、これまで、市の関係者を中心に台中市を訪問し、プロモーション活動に力を入れて取り組んでまいりました。一方、民間では昨年10月、台中市温泉観光協会が来訪した際、当市の温泉関係者との交流会を開催するなど、温泉交流の動きも始まっています。

市といたしましては、台中市との交流に関して、今後、民間中心の交流を推進したい考えであり、台湾文化の紹介に力を入れてまいります。その一環として、今年度のイルミネーションに台湾の提灯を取り入れた装飾を行いました。新年度は、市民や市内飲食店を対象に台湾料理講座の開催も計画しております。

市民の方々には、これらの取り組みを通して、台湾に対する関心を深めていただくとともに、ことし7月からは、青森空港と桃園空港を結ぶ直行便が運行する予定でありますので、これを契機に相互の往来が一層活発になることを期待しております。以上であります。

工藤貴弘議員。

御答弁ありがとうございました。

まず再質問ではありませんが、アウトバウンドに関することについて触れさせていただきたいと思います。市のほうではこれからは民間中心に台湾との交流を推進していく。そのために市内の飲食店等を対象に、台湾料理の教室などを開催して台湾文化を広く市民の方に知っていただいて、これからこの本市から台中市あるいは台湾全土のほうに旅行して、そこでまた相互に交流を結んでいただくという御方針でございました。

これを足がかりにして、私も本市の方がもっと台湾台中市と結びつきさせていただいて、相互に高め合っていければいいなと思っております。

では、再質問に移ります。

まず、①の情報発信について再質問いたします。市としてもネット媒体

- 議長
- 1番
(工藤貴弘議員)

による情報発信は誘客促進の重要なツールであると認識し、今後はそのような形での情報発信に注力していくとの御答弁でした。強い影響力を持つブロガー、インスタグラマー、ユーチューバーと呼ばれる人たちが本市の観光地や伝統芸能、あるいは食事等について情報発信することで、さらなる誘客につながるものと私は考えます。この発信者が外国人であれば我々の思いも寄らぬ本市の魅力を発掘し有効な情報発信をしていただける可能性があるとも思っております。

いずれにしてもこのような、いわゆるインフルエンサーと呼ばれる人たちと提携した情報発信を展開していくことも今後の理想的な情報発信のあり方の一つであると考えますが、市の御見解をお示してください。

○議長
○経済部長
(西谷 司)

経済部長。

それでは、インフルエンサーと連携した情報発信についてお答えいたします。議員御指摘のとおり、海外の方に観光情報を伝える手段として、ホームページ等による情報発信などに比べ、発信力、影響力の強い外国人インフルエンサーによる情報発信は、より効果が高いものと思います。

近年は、青森県観光連盟などの主催で、ブロガーやインスタグラマーなどを招聘して県内の観光資源を発信する事業が行われています。本市においては、新年度、県のモデル事業を活用し、欧米のメディアやユーチューバーなど、発信力のある外国人を招聘する事業などを予定しております。

また、青森中央学院大学の留学生を招聘し、市内の観光施設の見学や津軽の桃及びリンゴの収穫体験などを楽しんでもらい、SNSによる情報発信をお願いしたいと考えております。

○議長
○1番
(工藤貴弘議員)

工藤貴弘議員。

ただいまの御答弁では欧米のテレビ局やあるいはユーチューバー、そして県内の大学に留学している留学生の人たちの協力を得ながら、本市の産業ですとか、文化ですとか、そういったものを発信していただけるということでありました。

すごくいい事業、取り組みであると思いますので、効率のいいと言いますか、効力のある情報発信にしていただければと思います。

それでは次の再質問は、キャッシュレス決済促進についていたします。ただいまの御答弁では、消費税引き上げに伴う国の対策としてキャッシュレス・消費者還元事業及び軽減税率対策補助金を実施することから、地方においても訪日観光客のみならず、社会一般にキャッシュレス決済が普及するという市の御認識でした。

それに伴い、市としてもキャッシュレス決済の導入を促進していくとのことですが、具体的にどのような事業内容であるのかお知らせください。

○議長
○経済部長
(西谷 司)

経済部長。

まず御質問の事業内容の件でございますが、先ほども市長が申し上げたとおりでございますけれども、国では10月の消費税引き上げに伴い、中小・小規模事業者向けに、決済端末の導入支援制度を実施いたします。

制度の1つ目は、キャッシュレス・消費者還元事業でございます。事業者がキャッシュレス決済端末を導入する場合、端末本体のほか附属機器や設置費用等の費用を、国が3分の2、電子マネーを取り扱う事業者が3分の1を負担することで、導入する事業者の自己負担はゼロとなります。

2つ目の制度は、軽減税率対策補助金でございます。飲食料品等を扱う事業者が複数税率対応レジ及びキャッシュレス決済端末を導入する場合、本体、附属機器、設置費用に要する経費を、国が4分の3を補助することで、導入する事業者の自己負担が4分の1となる制度でございます。以上です。

○議長

工藤貴弘議員。

○1番

(工藤貴弘議員)

私はあくまで現金支払い主義なんですけれども、消費税引き上げに伴い国の後押しもあって、この地方においてもキャッシュレス決済の促進がどうやら進んで行きそうな気配がしてまいります。

私もまだちょっと勉強不足でよくわかっていないんですけれども、たしか鯉ヶ沢町で、たしか去年の12月の広報だったと思うんですけれども、2ページほど割いて、キャッシュレス決済について消費者側とあるいは事業者側の立場から広く広報して、大変それはキャッシュレス決済を学ぶに当たって参考になりました。今後はそのような周知というのものも必要なのではないかなと思っております。いずれにしても、この質問に対してはこれで終わります。

では次に、聴覚障がい者へのさらなる支援について質問いたします。

まず、①の手話奉仕員養成講座実施の概要についてお尋ねいたします。私は、昨年6月定例会において、聴覚障がい者の支援についてただしてまいりました。

本市を取り巻く聴覚障がい者と行政の支援体制の現状と課題を把握するとともに、市町村の必須事業でありながら県内10市の中で本市のみ実施していなかった手話奉仕員養成講座、手話通訳設置事業の実現を訴えさせていただきました。その際の御答弁では検討する、努力するというものでありましたが、議会後の対応として手話奉仕員養成講座については、平成31年度から他市との共催により実施する方向で調整を図っているとの通達がございました。

本市には当事者団体や手話教室、あるいはサークルがないということで、大多数の健聴者である市民が、聾者や手話に触れる機会が少ないという実情があると思います。つまりは理解するための土壌がこの平川市にはないということです。私自身、昨年一般質問で聴覚障がい者への支援を訴えながらも、その段階では市内在住の当事者やその御家族との面識はありませんでした。

しかしながら、本市には障がい手帳をお持ちの聴覚障がい者の方々がおよそ160名いらっしゃる。さらにはその御家族や御親族、友人、知人や御近所の方々を含めればもっと多くの方が、聴覚障がいという問題に向き合っ

ているはずですが。そのような背景だからこそ、広く市民に聾者と手話に対する理解を深める場所となる手話奉仕員養成講座の開催は、共生社会の実現が叫ばれて久しい昨今において、極めて重要な事業であると認識するところではあります。

来年度、他市との共催予定である手話奉仕員養成講座の事業概要についてお知らせください。あわせて、このほかの聴覚障がい者支援関係の予算と事業内容についてもお知らせください。

次に、②人工内耳体外装置に関する助成についてお尋ねいたします。

人工内耳とは、現在世界で最も成功している人工臓器であると言われていています。耳の最深部にある聴覚をつかさどる蝸牛や平衡感覚を担う三半規管で構成される内耳に電極を挿入し、その聴覚機能を代行します。音の振動をマイクロホンで拾い、電気信号に変換した上で、手術で側頭部に埋め込んだ受信機を通じ、蝸牛の聴覚神経に伝導するという仕組みです。

聴覚障がいがあり、かつ補聴器の装用ではその効果が不十分である重度難聴の方々が対象となっているようであり、我が国では1985年に初めて手術が行われて以降、2010年時点では全国に6,500人以上の方が装用しているとの報告があります。重度の難聴者に対して、非常に有効である人工内耳ではありますが、そのデメリットの一つに機器装用にかかわる諸経費が非常に高額である点が挙げられ、受信機の埋め込み手術と体外機の初期費用は合わせておよそ400万円を要するとのこと。もっとも、1994年より健康保険や自立支援医療制度等が適用され、初回に限り患者の自己負担は少額に抑えられているところであります。

しかし、人工内耳体外装置の耐用年数はメーカーや装用者の扱いにもよりますが、5年から長くとも10年程度とされており、かつ2台目からは手術ではなく、あくまで機器の買い換えであることから医療保険や国の定める補助制度の対象外となっており、完全自己負担となっています。

こちらもメーカーや機器によって価格に変動はありますが、高いものになると100万円を超えるものがあり、市内在住の方のケースですと約70万円を要するなど非常に高額なものとなっております。人工内耳は重度の難聴者に音を与え、その当事者にとっては、家族や友人と円滑なコミュニケーションを図るとともに、社会参画を果たすためになくはならない装置であると考えます。

したがって、利用者やその家族の経済負担を軽減するためにも、人工内耳体外装置の買い換えに対し、何らかの助成を講ずるべきであると考えますが、市の御見解をお示しください。

最後に、③手話言語条例制定についてお尋ねいたします。

手話とは、聾者が手指の動きや表情などを使って概念や意思を視覚的に表現する視覚言語であり、聾者にとっての母語であります。私は今回の一般質問に先立ち、聾者の方々と手話通訳者を通じて意見交換をしてきましたが、手話と音声言語との違いは、出力と入力との形態が異なるだけでしか

ないと痛感しました。

しかしながら、手話は長らく言語として認められず、聾者の学びやである聾学校においてすら、口語を重んずる教育方針がとられていたために手話を厳しく禁じ、また日常生活においても手話に対する不理解から奇異の眼差しを向けられるなど、聾者たちは長らく社会の中で誤解と偏見に苦しんできました。そのような冬の時代が続いてきた中、2006年の国連総会において障がい者の権利に関する条約が採択され、条文に手話は言語であると定義されました。

一方、国内においても2011年改正の障がい者基本法に、手話は言語であると明記されました。聾者の方々は地道な活動を継続することで、みずから手話の確固たる地位を築き上げてきたのです。

このような流れの中で、平成25年、鳥取県は全国で初めて聾者と手話に対する理解を深めるための手話言語条例を制定しました。この先進的な条例は全国に広がり、本年2月時点、225の自治体で成立し、聾者と手話に対する理解が広く国民の中で浸透しつつあります。

本県でも既に黒石市と弘前市で条例が制定され、八戸市でもこの4月に制定予定であり、青森市、つがる市も正式に動き出しました。その他にも水面下で動き出している市があるとも聞き及んでおります。

しかし本市では、まことに残念ではあるものの、これまで当事者に対する行政の支援体制や、健聴者が当事者や手話を理解するための機会が乏しかったと言わざるを得ません。私は昨年、聴覚障がい者への支援について一般質問をしたものの、隣接する黒石市や弘前市で手話言語条例が制定されていくのを目の当たりにしたこともあり、当初の案では手話言語条例の制定のことだけしか考えていませんでした。

しかし、本市の聴覚障がい者を取り巻く現状を調べていくと、その支援体制は芳しくなく、条例制定を実現するには、まずは、現状の環境を整えるのが先決であるという判断に至りその支援を訴えました。

結果、本市の環境は変わりつつあるものと認識しています。本市の聴覚障がい者に対する支援体制が拡充されようとしている今だからこそ、平川市でも聾者と手話に対するさらなる支援と理解をするための環境づくりを力強く推し進めるため、行政主導による実効性のある手話言語条例の制定が必要であると考えますが、市の考え方をお知らせください。

○議長

○市長

(長尾忠行)

市長、答弁願います。

聴覚障がい者へのさらなる支援についての御質問3点のうち、私からは人工内耳体外装置に関する助成についてと、手話言語条例制定についてお答えをいたします。なお、手話奉仕員養成講座実施の概要等については、担当部長より答弁をさせます。

人工内耳は、重度の聴覚障がい者において、補聴器を装着しても聴覚の活用ができない方が、聴覚を獲得できる唯一の方法です。人工内耳の手術は、健康保険が適用されて比較的負担が少ないものと認識しております。

しかし、体外装置の更新時は保険適用となりませんので高額となり、当事者と家族の負担は非常に重いものとなっているのも事実であります。体外装置がなければコミュニケーションをとる方法は、手話と筆談だけとなります。

人工内耳の体外装置を日常生活用具として給付するためには、平川市日常生活用具給付事業実施要綱を一部改正する必要があります。この要綱では、同じ生活圏である津軽圏域8市町村で統一しており、それに基づいて地域生活支援事業を実施しているため、津軽圏域8市町村による地域生活支援事業検討会において要綱改正の議論をする必要があります。

続いて、手話言語条例の制定に関する御質問にお答えをいたします。

手話言語条例につきましては、全国において条例を制定した自治体がふえてきたことは認識しております。当市においても、先日の原田議員へお答えしたとおり、条例の制定に向けて準備を進めてまいりたいと考えておりますのでよろしくお願いをいたします。以上です。

○議長
○健康福祉部長
(三上裕樹)

健康福祉部長。

続いて私の方から、手話奉仕員養成講座実施の概要等について、お答えいたします。

まず、手話奉仕員養成講座については、現在黒石市と共催で実施することで協議中であります。この講座は、手話を初めて学ぶ方から受講できる入門編と、入門編を修了した方を対象とした基礎編に分かれており、平成31年5月から12月までの期間、全53講座で延べ約80時間の講座となります。

このうち入門編の23講座を平川市で、基礎編の30講座を黒石市で実施する予定です。講座のテキスト代は自己負担となりますが、参加費用は無料となっています。

次に、そのほかの聴覚障がい者支援の事業内容と来年度の予算案についてお答えいたします。

会議や説明会などに手話通訳者や要約筆記者を派遣する意思疎通支援事業が6万8,000円、身体障がい者手帳を持つ方に対して、補聴器を支給する障がい者等補装具費支給事業が196万2,000円、また身体障がい者手帳の障がい要件に該当しない軽度、中度難聴の児童を対象として、補聴器の購入費の一部を支給する軽度・中等度難聴児補聴器購入費等支給事業が15万9,000円となっております。

さらに新規事業として、手話通訳者等の資格を有する臨時職員を窓口配置することで、手続などに訪れる聴覚障がい者の意思疎通を支援する手話通訳者設置事業に239万2,000円を計上しております。以上でございます。

○議長
○1番
(工藤貴弘議員)

工藤貴弘議員。

御答弁ありがとうございました。①については再質問はいたしません、意見を申し述べさせていただきます。

来年度より手話奉仕員養成講座、並びに手話通訳者設置事業が実施されることはまことに喜ばしいことです。手話奉仕員養成講座については、本

市に手話サークルや当事者団体がないことから受講者が見込めないということで、これまでは実施してこなかったということですが、だからといってそれがやらない理由にはなりません。

しかし、そういう実情があるために行政としても二の足を踏んでいたというのは非常によくわかります。したがって、今回黒石市との共催を選んだというのは非常に正しい判断であると思います。また手話通訳者設置事業については、聾者の方が手続や相談をするために必要不可欠な事業です。その手続や相談には、権利や財産を初めとして、時には生命にかかわる重大な案件もかかわってきます。その際、聾者の意思を正確に読み取る必要があります。

昨日、市の職員の方で手話を使える方がいらっしゃるというお話がありました。しかし、第5期平川市障がい福祉計画、第1期平川市障がい児福祉計画の策定に当たり、手話通訳設置事業について1カ所設置している。つまり手話通訳者を1名、市では配置していると当初これに記載していたのですが、パブリックコメントにおいて事業に見合う有資格者ではないことが指摘されたことから、1からゼロに下方修正しておりました。当然、その職員の方に対してネガティブな評価をしたいという訳ではございません。むしろその方は聾者に対して、これまで心を砕いて業務に当たってくださったと思っております。

いずれにしても手話通訳設置事業が実施されることで、聾者は気軽に安心して窓口を訪れることができますし、そのことで社会との結びつきが途切れることなく生活を送ることができます。そのことが本事業の本質であると思います。

次に、②について質問いたします。

当事者団体である一般社団法人人工内耳友の会ACITAによりますと2018年9月時点、自治体によって助成要件は異なりますが、全国179の自治体において体外装置買いかえに対して助成を実施しています。また、体外装置を日常生活用具給付事業として、交付種目に加えて助成している自治体が年々増加しているようでもあります。

本市として、人工内耳体外装置買いかえに対し、日常生活用具給付事業の種目に追加していただくため、地域生活支援事業にかかわる案件についてそれぞれの自治体の担当職員の方々が意見交換等をするという、先ほどお話にもありました津軽圏域8市町村による地域生活支援事業検討会において、ぜひともその議論の俎上にのせていただきたいと切に願いますが、そのようなお考えはあるのかお知らせください。

市長。

再質問の地域生活支援事業検討会についての御質問にお答えをいたします。

聴覚の障がい程度が重度になることにより、当事者の経済的負担が増すことは、安心して日常生活及び社会生活を営むことができないものと考え

- 議長
- 市長
(長尾忠行)

○議長
○1番
(工藤貴弘議員)

ます。議員御指摘の人工内耳体外装置を日常生活用具給付事業に追加することについては、津軽圏域8市町村による地域生活支援事業検討会に対し提案をしてみたいと思います。以上です。

工藤貴弘議員。

検討会のほうに提案していただけるということで、これもまた一歩前進したかと思います。その検討会において、この人工内耳体外装置の買いかえについての助成がよい方向に向かうことを心から祈ります。

そして③の手話言語条例の制定について、これから再質問していきます。

条例制定を本格的に検討していくということであれば、ぜひとも条例制定に向けて委員会あるいは協議会など、予算をかけて設置していただきたいと考えます。さらには、そのメンバーに当事者、当事者団体、手話通訳士といった有資格者、あるいは教育関係者などを初めとした有識者を加えながら骨太の条例を制定していただきたいと思いますが、市としてそのようなお考えはあるのかお知らせください。

また、スピード感を持ちながらも丁寧に進めていただきたいところですが、現段階でのスケジュールについてもお知らせください。

○議長
○市長
(長尾忠行)

市長。

お答えをいたします。

条例の策定段階においては、議員御指摘の当事者団体や手話通訳士、有識者などをメンバーとした策定委員会等の設置を検討し、その委員の意見などを取り入れて策定してまいります。

またスケジュールにつきましては、議員からも時間をかけてというふうなお話もございました。と同時に、またスピード感を持ってというお話もございましたが、まだ準備段階であり具体的なスケジュールに関してはお示しすることはできませんが、1年ほどをかけて策定してまいりますので、御理解をいただきたいと思います。以上です。

○議長
○1番
(工藤貴弘議員)

工藤貴弘議員。

当事者や当事者団体、有識者あるいは有識者含めてこの条例制定に向けて実のある条例とするために議論するための組織を、設置していただくということでありました。やはりこの条例は当事者のために、当事者が一番でありますから、その方たちのためにも実のある条例を制定していただきたいと思います。

また、スケジュールについても1年をめどにということでもございました。八戸市では2年ほどかかっております。一方、黒石市では3カ月ほどで条例の制定に結びついたということでもあります。スピード感を持ってやることは大事でありますけれども、それによって稚拙なものできてしまっただけでは元も子もありません。私としては一番願うことは、丁寧さを持ってこの条例制定を結んでいただきたいということでもあります。よろしく願いいたします。

ではまた再質問に移ります。

3月3日は世間一般では桃の節句であります、3の数字の形が耳の形に似ていることと語呂合わせから耳の日でもあります。その耳の日に、弘前市のヒロロで今回のことで御縁をいただきました弘前市聴覚障がい者協会さんと弘前市の共催によるイベントが開催されるとのことで、私もお邪魔してまいりました。

このイベントは今回で20回目となりましたが、昨年弘前市で手話言語条例が制定されたことで、初めて弘前市の協力を得ながら盛大に開催したということでございます。会場では青森県の聾者の歩みといった展示コーナー、手話による寸劇やコーラスの披露、手話教室などが催され、追加の椅子が用意されるなど大変ににぎわっておりました。

特に私は、手話コーラスに驚かされ、手話も歌えるのだなと感じ入った次第です。青森県ろうあ協会を初めとする各当事者団体の方々からも、手話言語条例制定後の取り組みこそが、聾者と手話に対する理解のために大変重要であるとの助言を賜っております。本市でも手話言語条例が制定された暁には、広く市民の方が手話に触れる事業や人材育成事業に積極的に取り組んでいくべきものと考えます。

したがって、聾者や手話を理解するためのイベントの開催や、教育機関での学びの機会が必要であると考えますが、市の御見解をお知らせください。

○議長

市長。

○市長

(長尾忠行)

条例制定後、この言語条例を実効性があるものとするためには、議員御指摘のイベントや教育の場面で学ぶことは非常に有効であると考えます。基本理念のみを提唱することで終わらせることがないよう、条例制定とあわせた市の施策についても検討しながら進めてまいりたいと考えておりますのでよろしく願いをいたします。

○議長

工藤貴弘議員。

○1番

(工藤貴弘議員)

私も、この手話言語条例は理念条例にはしたくはありません。実効性のある当事者にとって有意義な条例にしたいと思っております。でありますので、ぜひイベントの開催や学校等においてその学びの機会を得ることもお願いしたいところであります。

平川市出身の方で、手話言語パフォーマンスをされている方がいらっしゃいます。こうした方が、今は東京在住ということなのですが、いろいろな全国の手話イベントでパフォーマンスを披露している。平川市出身であると。こういう方の登用も考えながら本当に平川市民にとって、そして平川市の聾者にとって実のある条例制定をしていただくようお願い申し上げます。私も協力を惜しみませんので、どうぞよろしくお願いいたします。終わります。

○議長

1番、工藤貴弘議員の一般質問は終了いたしました。

昼食等のため13時まで休憩いたします。

午前11時56分 休憩

午後 1 時00分 再開

○議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

第9席、17番、齋藤律子議員の一般質問を行います。

齋藤律子議員の一般質問の方法は一問一答方式です。

齋藤律子議員、質問席へ移動願います。

(齋藤律子議員、質問席へ移動)

○議長

齋藤律子議員の一般質問を許可します。

○17番

一般質問2日目、9席、日本共産党の17番、齋藤律子です。

(齋藤律子議員)

議長より質問の許可がありましたので、通告に沿って一般質問を始めます。

最初の質問は、学校給食無償化について質問をします。

学校給食の無償化については、平成30年12月議会でも取り上げた問題ですが、今回は質問内容が異なりますので、答弁のほうをよろしくお願いをいたします。

それでは、①平成30年12月議会の一般質問に対する市の答弁について、お尋ねをいたします。

私は、先の12月議会で学校給食無償化について、全国の自治体で取り組みが進んでいることから、平川市でも子育て支援の観点から無償化を実施してほしいため、市長に質問をしました。市長は、次のように答えています。「学校給食法により、学校給食に要する経費は、学校給食を受ける児童生徒の保護者が負担すると定められています。当市では、この法に基づいた経費負担により、給食食材の実費相当分を保護者から負担していただいております。」と述べ、給食費の無償化については実施しない旨の答弁をしました。

しかし、学校給食法ができた昭和29年、文部省当時の文部事務次官通達は、自治体が食材費を負担することは禁じない旨を明記していることから、市の答弁には不備があるのではないかと思います。文部科学省に問い合わせさせていただきたいとお願いをしました。このことについて、その後調査結果はどのようになったのかお伺いをいたします。12月議会は市長に答弁を求めましたが、今回は教育長に答弁を求めるものです。教育長、答弁をお願いいたします。

②の消費税増税10%について、続いて質問をいたします。

平川市では、消費税が5%から8%へ増税した平成26年度増税分の3%を市が負担してきた経緯があり、平成31年10月に予定されている消費税10%の増税に対しても、先の12月議会の質問に、「食品表示法に規定されている酒類を除く飲食料品は軽減税率8%への対象となるが、増税に伴い、食材の高騰や流通等に係る経費などがふえ、市の負担がさらに大きくふえるが、平川市の給食費は増額しないに対応したい。」と答弁をしています。

○議長
○教育長
(柴田正人)

これまでの経緯から、保護者は消費税5%は負担をしており、消費税10%増税以降は、消費税全額相当を市の負担で対応できないものかをお願いをするものです。このことについて、答弁をお願いいたします。教育長、よろしくをお願いします。

教育長、答弁願います。

齋藤律子議員の御質問、学校給食の無償化について、1点目として、平成30年12月議会の一般質問に対する市の答弁についてお答えいたします。

平成30年12月議会の一般質問に対する答弁では、「本市では、学校給食法に基づいた経費負担により、給食食材の実費相当分を保護者から負担していただいている。」とお答えしております。

御承知のとおり、平成26年度に消費税が5%から8%に増税した時には学校給食費は増額せず、消費税増税3%分を市が負担してきたところであり、このことから、12月議会の答弁は、経費の負担区分を明らかにしたものであり、学校給食費の自治体の負担を否定しているものではありません。議員から御指摘がありました、昭和29年「学校給食法並びに同法施行令等の施行について」文部事務次官通達では、「学校給食法第11条の経費負担については、負担区分を明らかにしたものであり、地方公共団体等が、学校給食費の一部を補助するような場合を禁止する意図ではない。」と明記されております。この点につきましては、文部科学省及び県教育委員会担当課に問い合わせし確認しております。今後とも、保護者の負担軽減を図りながら、学校給食の提供に努めてまいります。

次に消費税増税10%について、お答えいたします。

学校給食費については、平成26年度に消費税8%に増税した時には増額せず、消費税3%分を市が負担してきております。

平成31年10月から消費税が10%となりますが、増税になった場合でも学校給食費は、小学生が1食260円、中学生が1食280円として学校給食費を増額しないで、消費税増額分を市が負担することとしています。

このことから、市が負担する賄い材料費の見込み額は約890万円であり、その内訳は消費税3%分約330万円、米・牛乳等の価格上昇分約560万円となります。賄い材料費は、軽減税率の適用となりますが、この約890万円は消費税8%に相当する額となります。

今後、消費税10%の増税に伴い、さらに米・牛乳を含む食材の高騰や流通等に係る経費など学校給食に係る支出がふえ、市の負担が大きくなることが予想されますが、提供する給食の質を落とすことなく、保護者の経済的負担軽減を図りながら、平川市の子供たちにとって安全でおいしい学校給食の提供に努めてまいります。

今後、軽減税率の廃止あるいは消費税が10%以上になった場合につきましては、改めて検討することになると考えております。以上でございます。

齋藤律子議員。

○議長
○17番

大体12月議会と答弁の内容は同じでしたが、このいろいろな私が指摘し

(齋藤律子議員)

たことを、12月議会でも今のように明快に答えていただければ今、何も質問することはなかったんです。

というのは、この議会中継の動画を見た方が電話をよこしまして、そして私が「文部省の事務次官通達では、食材費を何も禁じていないんですよ。」とこういうことを述べた時に、そちら側からはそれに対する答えがなかったものですから、「それはどういうことなのか。」ということでもいろいろ問い合わせをいただきました。このままにしておけば、何かその動画を見た方が誤解をするのではないかと思って、今回、教育委員会にお調べくださいと言いましたので、取り上げさせていただきました。

学校給食の無償化は、多くの保護者から要望されているものです。そういうことではやはりこれを、軽減税率が廃止されればまた考えるということですが、さらにこの無償化の問題を進めていただきたいということで、この質問に対してはこれで終わります。

それでは、2番目の質問に移ります。2番目の質問は、平成31年度平川市予算編成方針と財政について。①は、歳入歳出における消費税10%の影響についてお尋ねをいたします。

平成30年10月に、消費税が8%から10%に引き上げられることが決定しており、増税により市民生活に大きな影響を及ぼすことが予想されています。消費税増税への不安は市民にとって大きなものがあり、「8%の今でも、買い物のレシートを見て消費税の額にため息をついている。」「10%になったらと思うと、暮らしがどうなるのか心配になる。」、このような会話が周りで交わされるこのごろです。

そこで、消費税増税による平川市の財政への影響についてお伺いをしたいと思います。平成31年度平川市予算編成方針では、消費税の引き上げを適切に見込むこととの通達が出されており、歳出においては10月から消費税を10%として予算額を計上しているようではありますが、歳入においては、いまだ公共施設の使用料等など条例改正は行われておらず、予算額もこれまでと同じ8%で計上しているとのことでありました。今後、平川市では公共施設の使用料等などの条例改正はいつ行う予定なのかお知らせください。

また、消費税を8%から10%へ引き上げた場合の歳入に対する影響額も教えていただきたいと思います。

さらに、歳出についても、消費税が8%から10%に引き上げられた場合の影響額もお知らせください。市長、答弁をお願いいたします。

②の質問は、特別職の給料等と議員の報酬の引き上げについてお尋ねをいたします。

市長は、平成30年9月26日に平川市特別職報酬等審議会を招集し、市長、副市長、教育長の給料並びに市議会議員の報酬等について諮問されました。合計3回の審議会を経て、平成31年1月17日に同審議会から三役、議員とも増額する旨の答申を受けています。新聞等でも報道されていることから、

かなりの市民が関心を示しており、さまざまな感想が語られています。

市長、副市長、教育長の給料は来月4月1日からで、市長は現行から9万2,000円増の85万円12.1%の増、副市長は現行から7万2,000円増の68万円11.8%の増、教育長は現行から3万5,000円増の60万円6.2%の増の答申でありました。

議員は、議長が現行から9万2,000円増の42万円28%の増、副議長が現行から8万7,000円の増の38万円29.7%の増に当たります。議員は現行から7万9,000円増の36万円28.1%の増で、改定は平成31年8月1日からという審議会の答申内容でした。

大型公共事業が続き、財政は大丈夫かと心配している市民の皆さんからは、議員報酬に対して次のような声が届いています。「非常勤の特別職にしては高過ぎる。」「引き上げ幅が大きい。」「今どき12%、28%も賃上げの会社などない。」「1カ月七、八万円もふえるなんて、自分の1カ月のパート代と同じである。」「年金暮らしから考えると納得がいかない。」、このような声が寄せられています。一生懸命働いてもなかなか時給や給料が上がらない、年金も目減りする市民には、このことは怒りとなって映っているようです。

給料や報酬は義務的経費で、必ず支払わなければならない人件費であります。平成31年度平川市予算編成方針では、市税等の自主財源が乏しく、地方交付税を初めとする依存財源に頼らざるを得ない状況に変わりはないとしており、依然として平川市の財政が厳しい状況下にあるとしています。

また、議員の定数についてであります。平成28年12月2日の議会で議員提出議案として、次期改選時選挙の日程は平成31年7月7日投票で決められておりますが、この選挙で定数4人減の16人と決められております。削減の主な理由は、時代の変化や社会情勢、人口減少、財政規模等を勘案したと述べております。

私は、この議員定数削減には反対をし、反対討論を行っております。人口規模や財政支出抑制を定数削減の理由にするなら、今後、議員報酬引き上げ論は封殺しなければならないと述べました。

今回の議員報酬引き上げは、4人減であります。財政上の削減効果はなく、定数削減との整合性は皆無で、矛盾きわまりないものです。

市長は、平成18年度以来審議されてこなかった給料、報酬を審議会へ諮問し、増額という答申を受けて条例改正を今回しようとしています。現在議員でいる自分の立場で言いますと、16議席への着席の許可を誰も得ていない身分として、これからの16議席に座る議員の報酬を決定することに、すこぶる甚だ大きな抵抗を感じています。

そこで、お尋ねをいたします。議員報酬増額は議員側の問題ですが、市長は給料引き上げが決まれば来月4月からの実施となります。市長の給料引き上げに対し、お尋ねするのも大変気が引けるところではありますが、これらの条例改正に対しどのようなお考えを持っているのかお聞かせくだ

- 議長
- 市長
(長尾忠行)

さい。市長、答弁をお願いいたします。

市長、答弁願います。

齋藤律子議員御質問の、平成31年度平川市予算編成方針と財政についての御質問2点についてお答えをいたします。

初めに歳入についてであります。市が条例で定める使用料につきましては、6月議会へ関係する条例の整備条例案として提出する予定で、昨年10月より準備を進めております。

また、平成31年度の当初予算につきましては、消費税増税に伴う条例改正が審議、議決されておりませんので、現行の8%で計上しているものがあります。条例のほか、規則、要綱等で規定されているものを含めると、一般会計で合計35件が対象となり、そのうち予算を計上しているものが11件であります。これら11件の使用料について、平成31年度当初予算をベースとして増税の影響を単純に計算しますと、約70万円の増額となることが試算されます。

次に、歳出については予算要求時に各課において、事業スケジュールなどを考慮しながら、実施時期によって増税分を見込んで積算した予算計上としております。

消費税が転嫁されております各予算につきましては、消費税増税によるもののほか、内容の見直し、物価や労務単価の上昇によるものなど、さまざまな要因が複雑に混在していることから、消費税増税分のみの影響額の把握は困難であります。概算で算出するとすれば直接的に消費税が関係する経費である物件費、維持補修費及び投資的経費につきまして、物件費の半分の支払いが増税時期、また、維持補修費及び投資的経費の全額の支払いが増税時期だと仮定しますと、影響額は約1億1,000万円となります。

次に、特別職の給料等と議員報酬の引き上げについての御質問にお答えいたします。

三役の給料及び議員報酬の引き上げに関する御質問ですが、このことについては、報酬等審議会が財政への影響を考慮しながら3回にわたり審議していただいた結果でありますので、この答申を尊重したいと思っております。

財政状況につきましては、市税といった自主財源が乏しく、地方交付税などの依存財源に頼らざるを得ない状況に変わりはありませんが、新本庁舎建設事業や新体育館整備事業などの大型事業が続く中であっても、将来負担比率が比率なしとなるなど、健全な財政状況が保たれている状況でございます。

ただ、審議会からは、「2年に1回程度開催し、市の財政状況や経済情勢の動向を考慮しながら、特別職の報酬等の妥当性を判断することが望ましい。」という附帯意見をいただいております。

一度審議して終わるということではなく、その時々的情勢を考慮しながら、現在の報酬額が適正なのかを判断していく必要があると考えております。

○議長
○17番
(齋藤律子議員)

すので、御理解をいただきたいと思います。

なお、直接的な感想ということではありますが、冒頭申し上げました審議会の御意見を尊重したいということでございます。以上です。

齋藤律子議員。

審議会の直接的な御意見、これをずっと審議会を尊重したいということですが、審議会は市長が招集し、そしてこの諮問するわけです。それで、この平川市特別職報酬等審議会のいろいろな資料とか記録を見ますと、類似団体、いろいろ比較ができるようになっていきます。この報酬とか、このことはやっぱりさまざま全国、私もいろいろ見ましたが、類似団体に比べてみてもさまざまであります。人口が平川市よりも少なくても高いところもあれば、それから大変6万8,000人、2倍以上もある、そういうところでも平川市と何ら答申に出されたものと変わらない自治体もあります。

しかし、平川市民の側から見ればこのことは、審議会の皆さんが悪いというんじゃないんです。審議会は市長の諮問を受けてこれをやったわけです。審議会の中にもさまざまな意見が出されております。そういうことでは、審議会の皆さんも大変苦労したかと思っております。

いずれにせよ、まず自分の感想というものは率直におっしゃらなかったもので、それはなかなか大変ですが、市長は大変多忙です。常勤していろいろ各種団体の挨拶に行ったり、台湾に行ったり、リンゴのトップセールスなどにも出かけて大変多忙きわまる、公務がきついものだと思っております。

そういうことからして、平川市の場合は5%下げられているわけです、旧平賀町の場合よりも。そういうことではいろいろもう少しと思いますが、やはり急激なこの変化に対しては、市民の皆さんの意見は厳しいものがあると思っております。将来負担比率も大変、比率が出てこないということで健全財政だと言っています。年に2回、その妥当性をこれから審議するんだとも言っています。

しかし、私はやはり昨日の質問にもありましたが、住民投票をやるべきだという原田議員の一般質問でありましたが、市長はそれは前から住民投票は取り上げた議員がいましたが、初めからやるつもりのない市長だということで、それはお尋ねはしませんが、パブリックコメントは全国ではいろいろと、とっている自治体があります。しかし、市長はパブリックコメントもあまり乗り気でないようですが、なぜもう少し市民の直接的な意見、お聞きにならないのでしょうか。ひとつお願い申し上げます。

○議長
○市長
(長尾忠行)

市長。

議会を代表する議員の皆さんの御意見もお伺いしております。議会を代表するといいますが、市民を代表する議員の皆さんの御意見もお伺いしておりますし、また報酬等審議会は、市民の中の各界の代表の方々が委員として参画して、審議しておられます。それらの意見を尊重しながら行政運営を進めてまいりたいということでもありますので、特にパブリックコメ

ントに関しましては、市の大きな政策、方針等を決定する場合にパブリックコメントを求めているというふうなことでございますので、その辺のところは御理解をいただきたいと思います。

○議長
○17番
(齋藤律子議員)

齋藤律子議員。

それは昨日も原田議員にお答えした答弁です。余りにも市民との乖離がある問題に対して、これは性格上別だとおっしゃるのかもしれませんが、私は聞いてみてもいいと思うんです。

それで、今しゃべったことで、市民を代表する議会の意見。最初、「議会を代表する。」って言いましたが、誰が議会を代表するのか。議長だと思えますが、言い直して、市民を代表する議会の意見ということですが、これは何月何日と何月何日でしょうか。お知らせください。

○議長
○市長
(長尾忠行)

市長。

今、提案した条例を審議する議会の皆さんの御意見ということになりますので、採決のことで議会の意見の判断は出ると思います。

○議長
○17番
(齋藤律子議員)

齋藤律子議員。

採決が、数では、これは予想としてはそのまま審議会の答申どおり決まるものだと思います。それが、採決が市民を代表する議会の意見だというのは、ちょっと無理があるのではないかと思います。

議会にも最初、答申が行われて審議会が開かれているというのは、私は年末にちょっと聞いた気がします。1月17日に結果が出たということで。やっぱり普通ならば、かけますよとかそういうのが議会にあってもいいのではないかと思います。市長が先行してそういうことをやってきて、最後は採決が市民を代表する議会の意見だと。それは確かに、数では勝ち負けは決まります。採決は決まります。

しかし、それは余りにもあれじゃないですか。そういう考えだからこそ、市民の直接的な意見を聞くためのパブリックコメントなどやらないのではないかと私は感じたんですが、そう受け取ってよろしいですか。

○議長
○市長
(長尾忠行)

市長。

市民の御意見にも多様な意見がございます。ですから、齋藤議員がお聞きしている意見だけが市民の意見というわけではございませんので、その辺は御理解いただきたいと思います。

○議長
○17番
(齋藤律子議員)

齋藤律子議員。

それはそうです。私のところにはそういうのがたくさん来るわけです。市長、これには書いているけど市長のよく知っている方は、「市長忙しいから。」、審議会にも意見ありました。「もっと高くてもいいよ。」とおっしゃる方もいます、それは。しかしそれ、答えになっていないでしょう。市民を代表する議会の意見。これが採決だと言うなら、これは余りにもちょっと横暴ではありませんか。そりゃ数では決まります、多数決の原理で。そういうことであるならば、少数意見を排除するということにもなる。もっと前にこれを煮詰めてやっぱりやらなければいけない。

私は今回、それは市長には気持ちは尋ねます。私たちが、市長の給料はちょっと高いんでないかと。そういうのは、それ市民いろいろ言いますが、それは私たちとしてはなかなか言えないので「市長、どうですか。」と聞いているんです。

実際今までも、ずっと前になりますが、ある市長からは「大変忙しいから高いほうがいい。」というのも聞きました。それ、率直な個人的な意見として。本音をおっしゃることはないと思いますので、それは聞いても無駄かと思いますが、やはりこういうことをやる場合に一応「かけたいと思っているけれどもどうか。」とかそういうことを、自分たちのものもかかるわけですから、議論させてほしいんです。それが、答申が出てそれに従うと。採決が市民の声だと。簡単に言えばこういうことになるわけです。大変情けないなというふうにするわけですが、これは幾ら聞いても、このまま平行線をたどっていくわけです。そういうことでは、ちょっとものの決め方とかが残念なように思います。

議会にもやはりこういう関係することがあるのであれば、やはり声をかけて「かけたいと思うけれども。」っていうぐらいは一言あってもいいんじゃないか。かけている方もいるんでしょう。議会を代表するという意見を聞きましたとあるので。そういう点では、数がものを言うのだなというふうに思います。これ以上いろいろお話しても答えてはくれないし、はぐらかされるばかりですので、一応あとの質問もありますので、次に移らせていただきます。

それでは、3番目の質問に移ります。3番目の質問は、国民健康保険税について、高すぎる国保税の引き下げについて、お尋ねをします。

「高すぎる国保税。」「払うのがやっとなのである。」「払いたくても払えない。」という市民の声に向き合い、これまでも国保問題を取り上げてまいりました。国保は、年金生活者、失業者、健保非適用の事業所に勤める労働者、零細経営の自営業者など、所得の低い人が多く加入する医療保険です。加入者には、障がい者や難病患者など医療を切実に必要とする人も少なくありません。政府、厚生労働省も全国知事会、全国市長会などの地方団体も、また、医師会などの医療関係者も国保を国民皆保険を下支えする最後のセーフティーネットと位置づけています。

ところが、その保険税は、協会けんぽや大企業の労働者が加入する組合健保よりもはるかに高いものとなっています。加入者の所得は低いのに、保険料が一番高い。この矛盾が深刻化する中で、高すぎる保険税が低所得者世帯を苦しめ、生活に困窮する人が医療を受ける権利が奪われる事態が起こっています。全国知事会、全国市長会などの地方団体は、2013年から2015年、国保の都道府県単位化に向けた協議の場で「加入者の所得が低いのに保険料が一番高い。」という矛盾こそ、国保の構造問題であるという立場を鮮明に打ち出し、国に解決を求めました。国保の構造的問題を地方団体や国保中央会が一致して主張し、政府、厚生労働省も認めざるを得ない

大問題となってきたことがあります。1兆円の公費投入増により国保税を協会けんぽの保険料並みに引き下げる、という全国知事会の2014年の要望には大変納得するものです。

こうした背景をもとに全国的な運動に呼応し、国に対し1兆円の公費負担を平川市も求めながら、市独自でも引き下げのため努力できる部分があるのではないかと考えています。平川市国民健康保険の平成31年1月末の現状についてであります。一般・退職被保険者の世帯数は、一般・退職被保険者合わせてです。世帯数は4,859世帯、被保険者数は8,397人、その中で平川市の国保財政調整基金の保有状況は、近年にはない3億3,900万円となっているそうです。その中から支払いが決まっているものが4,000万円という現状になっているということですが、差し引いても2億9,000万円の基金が保有見込みということ。この基金を使い、平川市でも人頭税、人の頭と書きます。人頭税と言われる均等割、各世帯に定額で課せられる平等割の引き下げを実施することも可能ではないでしょうか。

また、均等割はゼロ歳児にもかかり、子供の数が多いほど保険税が多く取られることとなっています。子育て支援に逆行するという批判が全国から噴出しています。こうしたことに対し、減免したり、廃止をしたりしている自治体も出てきています。

平川市でも国の1兆円の財政措置を待つのみではなく、独自にできることを実施し、担税能力をはるかに超える国保税を少しでも払いやすい制度にすることはできるのではないかと、このように考えています。

そこで、市がどう考えているのかお伺いをしたいと思います。市長、答弁をお願いいたします。

市長、答弁願います。

国民健康保険税についての御質問にお答えをいたします。

国民健康保険制度における公費負担の引き上げについては、今議員からも御指摘をいただきました全国知事会から要望のほか、全国市長会も提言している事項であります。

国保税の負担軽減は、当市だけでなく国民健康保険制度全体の課題ですので、今後も国や県の動向を注視しながら対応していきたいと考えております。

また、市独自でも引き下げのための努力ができる部分があるのではないかと御指摘ですが、市独自で国保税を引き下げるには、現状では国保財政調整基金を取り崩して財源を確保するほか、方法はないと考えられます。

国保財政調整基金は変動する所得や医療費の状況に対し、安定的な運営を持続するために保有し、活用しております。平成31年度においても厳しい財政状況にあり、多額の国保財政調整基金の取り崩しが必要と見込まれておりますので、市独自での国保税の引き下げは困難であると考えられます。以上です。

○議長

○市長

(長尾忠行)

○議長
○17番
(齋藤律子議員)

齋藤律子議員。

何と予想した答弁だったのでしょうか。期待はしていませんが、がっかりしました。市独自でこれだけの基金の保有額を持ったのは、合併してから初めてではないかと思っています。そういうことからして、少しでも1世帯1万円の引き下げ、これも4,000、5,000ないわけですから、大体5,000万円あれば可能なわけで。安定的な運営のために、財政調整基金を貯めていくということですか。「それはいつ何があるかわからない。」、それはいつも市側の答弁です。「何があるかわからないので。」。けども、それは基金が本当にぎりぎりでもこれまでも低空飛行を行っていた。そういう実態があるから、やっぱり市民の立場から引き下げてほしいと主張してきましたが、なかなかそう強くは出れなかった。

しかし、ここにきてこうして担当課の努力、市民も一生懸命健康増進に努めているわけでしょう。こういうふうには基金が生まれたわけです。そういうことからもう一度伺いますが、これずっと貯め続けてどうするつもりなのでしょうか。お尋ねします。

○議長
○市民生活部長
(白戸照夫)

市民生活部長。

私の方から、財政調整基金を貯め続けてどうするのかということについてお答えします。

平成30年度の当初は、確かに国保財政調整基金は3億9,100万円ほどありました。ただ、今回の3月の補正予算で財政調整基金を取り崩して平成30年度の歳入に充てるとしておりました、今年度の財政調整基金の見込みが約2億9,700万円ほどと見込んでおります。それから、先ほどの答弁にありましたけれども、平成31年度、来年度です。来年度の予算にのせていただいておりますけれども、非常に国保財政が厳しい状況にありまして、予算上約1億6,300万円ほどを取り崩す要求になっています。

したがって、平成31年度の見込み額としては、1億3,300万円ほどの残ということになりますので、貯め込むとかそういうこととして考えているわけではございませんので、御理解お願いいたします。

○議長
○17番
(齋藤律子議員)

齋藤律子議員。

今までと違って、今までは1億ちょっとしか。約2億9,000万円も保有額が存在することはなかったと思っています。そういうことからして、いろいろ取り崩して使ったとしても、1億ちょっとは残るわけです。そういうことから、何か手だてがないかということでお尋ねをしているわけですが。やっぱり滞納に対する、差し押さえに対するそういう相談もあります。

それから、3月7日の新聞ですが、これは全日本民医連が記者会見した内容で、これは管内の医療機関であっても昨年77件の死亡事例が報告されているということです。こういうことで「なかなか高く払えない。」。これは、みんな口にするので、やはり市民の気持ちを考えたら、また協会けんぽ並みに国が手当てするのを待っているんじゃないかと、少しでも市民の担税能力を和らげる、そういう目的からも手当てすべきでは

ないかと思えます。

それで、国保税・国保料。平川市は国保税ですが、子供の均等割の減免が広がるというニュースです。独自の制度25自治体、これが報告されています。先ほども述べたように子供の数に応じてかかる均等割、ゼロ歳もかかります。生まれた子にもかかるわけです。そういうことで人の頭と書いて人頭税と言われているわけですが、これは全国知事会も全国市長会もやはりこの1兆円の公費負担でこの均等割や平等割をなくす、これを発表しているんです。

ですから、国がやるのを待っていないで、独自でやろうというところが、北海道旭川市、岩手県宮古市、宮城県仙台市、福島県南相馬市・白河市、新潟県佐渡市、ずっところあります、石川県加賀市。25自治体だそうです。こういうことからしてやはり、平川市は県や国の動向を注視してと、いつも周りを見てみんながやればやるというこういう方針ですが、やはり市民のためには独自でやることも必要ではないかと思えます。それは職員がやりたいと思ってもやれないわけで、そこは市長なんです。市長がやっぱりこういうところに力を入れてほしいなと思うんですが、いかがですか。独自にやるという考えはないですか。

○議長

市長。

○市長

(長尾忠行)

均等割・平等割に関しましては、当市のみならず国民健康保険、この国保制度自体の課題でもあり、先ほどから申し上げておりますように、全国市長会あるいは全国知事会等で国のほうに要望を提言してございます。

これは、市独自でというふうなお話でございましたが、そうなるとその安定的な財源というのは確保できるかという課題もありますので、それはなかなか難しいと思えます。ですから、今国、県のあるいは国の動向等を注視しながら、それに対応してまいりたいということで御答弁させていただいております。

○議長

齋藤律子議員。

○17番

(齋藤律子議員)

均等割や平等割、これを全部廃止しろと言っているのではないです。これは1兆円あればできるそうです。これは国の仕事だと思っています。

しかし、基金の保有額が見込めるなら、それをわずかでも市が独自でやれることはできると思えます。市長にはそういうお考えがないようであります。

また、子育て支援に逆行するというこの人頭税といわれる均等割ですが、第2子や3子以降の子供の均等割を減免するところも出てきています。多子世帯減免、こういうところからでもやっぱり手をつけていかなければならないんじゃないでしょうか。この国保税は医療を受けるには欠かせないものですが、これ払うのに大変なことなんです。この苦しみは、ほとんどの市民が味わっていると思えます。一つアクシデントがあると払えなくなって、滞納世帯になり資格証明書になってしまう。そして、受けるべき医療を受けられないで重症化していく。この悪循環です。

これに対して、やっぱり全部の財源は大変です、市独自でやれないです。制度の欠陥だと市長わかっているわけですから。そこを少しでも市としてこういう保有額がある場合、子供の減免。市長は、子育てしやすい平川市ナンバーワンよく言うじゃありませんか。こういうことを言いながら私は、これに対してもちゃんと手当てしてやっていくべきだと思います。子供の数が多いほどかかってくるわけですから。そうすると、一家が払う国保税は大変大きな額になります。子育て支援の意味からも何かできることから、私はこれ全部廃止しろとか均等割も平等割も言っているんじゃないんです。住みよさナンバーワンとか子育てナンバーワンとか、いろいろ育てやすさナンバーワンとか言いますが、やっぱりこういう制度を備えることが、ここで子育てしてみようという人もふえるのではないかと思っています。

特に、これは農業とか自営業の方にも大きく関係します。そういうことでは、国民がやはり平等に医療を受けられる権利。これはやっぱり国が保障していかなければいけないわけです。国がやらなかったら、市は少しでも独自でそれをやっていく。これが今、知事会や市長会が全国で決議しているものですから、具体化して動いていこうとしているのです。そういうことでは、大変平川市の対応は、子育てナンバーワンにはふさわしくない対応であるものと思っています。

いろいろ述べましたけれども、このことは諦めたわけではありません。大変これからも自分も市民のためにこのことは一生懸命取り上げていきたいと思いますが、最後に聞いても多分、同じことだと思うから聞かないほうがいいでしょう。これで終わりたいと思います。以上です。

○議長

17番、齋藤律子議員の一般質問は終了しました。

14時15分まで休憩いたします。

午後 1 時58分 休憩

午後 2 時14分 再開

○議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

第10席、9番、石田昭弘議員の一般質問を行います。

石田昭弘議員の一般質問の方法は一問一答方式です。

石田昭弘議員、質問席へ移動願います。

(石田昭弘議員、質問席へ移動)

○議長

石田昭弘議員の一般質問を許可します。

○9番

(石田昭弘議員)

本定例会、最後の一般質問となります。10席、9番、新風の会、石田昭弘です。ただいま議長の許可を得ましたので、通告に従い質問させていただきます。

最初に、項目1の介護保険について質問します。

第7期介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画策定の趣旨にあるように、少子化で総人口が減少を続ける一方、高齢化は急速に進行しており、1947

年から1949年生まれの団塊の世代約800万人が75歳以上となり医療費、介護費が急増することが予想される2025年問題がもうすぐ目の前です。

厚生労働省の介護給付と保険料の推移によると、介護保険制度がスタートした2000年度の給付、総費用額は3.6兆円、保険料全国平均2,911円でしたが、2025年度には給付21兆円程度、保険料は8,000円を超える見通しです。人材不足も深刻で、2025年には介護職員が約34万人も不足し、サービスを受けたくても受けられない介護難民が大量に発生すると言われています。

介護保険制度がスタートし19年、急速に進行する高齢化、年々ふえ続ける給付費と不足する介護施設と介護職員。既存の介護サービスだけでは、高齢者を支え切れない状況になりつつあります。こうした状況に対応すべく厚生労働省が力を入れているのが、地域包括ケアシステムの構築です。施設から在宅へ、国から自治体へと介護サービスの主体を移行しようとしています。

「あなたと歩む介護保険平成30年度改正ポイント付!」、この冊子の1ページに「住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるように」と題して地域包括ケアシステムが図解されています。高齢者の自宅からおおむね30分以内の圏内で、介護や医療、住まいや介護予防、生活支援といった高齢者を支えるサービスを一体的に提供するシステムで、実現のためには医療機関、サービス事業者、地域住民や自治会など連携する必要があります。地域包括支援センターが仲介役、調整役を果たすことになっています。

そこで、地域包括ケアシステムの具体的な事業の一つ、介護予防・日常生活支援総合事業について質問に入らせていただきます。

総合事業は、2015年の介護保険法改正により、介護保険から切り離された要支援の介護予防給付の一部（訪問介護と通所介護）に、従来の市区町村で行われていた介護予防事業が合体して編成し直され、市区町村が行う介護予防の取り組みとして新しく生まれた制度です。介護予防・生活支援サービス事業と一般介護予防事業とで構成され、対象は要支援者と第1号被保険者の65歳以上の全ての高齢者となっております。

まず、この介護予防・生活支援サービス事業について伺います。

「あなたと歩む介護保険」の24、25ページに「介護予防・生活支援サービス事業として、訪問型サービス、通所型サービス、その他の生活支援サービスがあります。サービス事業者のほか、民間企業、ボランティア、住民主体による介護予防サービスを利用できます。」となっていますが、実際はどうか現状について伺います。

また、第7期介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画83ページに「訪問型サービスは、介護サービス事業者による現行の訪問介護相当①訪問介護と、緩和した基準によるサービス身体介護を行わず、生活援助のみを行う②訪問型サービスAを行うことができる。」とされていますが、訪問型サービスAの現状について伺います。

ロ. 一般介護予防事業について伺います。

一般介護予防事業に、地域住民主体で行う介護予防活動の支援などを行う地域介護予防活動支援事業があります。この第7期計画の84ページに①介護予防に関するボランティア等の人材を育成するための研修実施、②介護予防に資する地域活動組織の育成・支援、③通いの場、地域の見守り活動への支援とありますが、各項目の取り組みの現状について伺います。

②地域包括ケアシステムのビジョンについて質問します。

①の総合事業についてで質問したように、地域包括ケアシステムの大きな特徴の一つが、高齢者を支えるサービスの主体が、国から自治体へ移行するという点にあります。そこで問題になるのが、地域の特性です。75歳以上の人口数や高齢化率、社会資源の量や質など自治体によって異なることから、国からの指示を待つのではなく、市区町村が中心となって地域の事情や特性にあわせた、地域で支え合う体制をつくることを目指さなければなりません。

平川市は、高齢化率が全国平均を上回り冬期間の積雪量も多いことから、どのような地域包括ケアシステムのビジョン、構想を描いているのでしょうか、お答えください。以上、まずは御答弁お願いいたします。

市長、答弁願います。

石田昭弘議員の介護保険についての御質問3点について、お答えをいたします。

まず、介護予防・日常支援総合事業についてであります。

介護保険の予防給付としてサービスを提供していた介護予防訪問介護及び通所介護につきましては、平成29年度より、地域支援事業における総合事業へ移行してサービスを提供しているところであります。総合事業における介護予防・生活支援サービス事業は、市町村が地域の実情に応じて、地域住民やNPO、民間団体などによる介護予防・生活支援サービスを提供していくものであり、当市ではまず、訪問介護及び通所介護を提供するために必要な人員配置などの基準を緩和したサービスを提供するため、昨年9月に介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱にその規定を追加し、介護サービス事業者を初め民間団体と意見交換を行い、準備を進めてきたところであります。

その中で、訪問型サービスAについては、介護サービス事業者のほか、シルバー人材センターなどの民間団体とも協議しながら、その提供体制を整え、来年度よりサービスの提供を開始する予定であります。

次に、地域介護予防活動支援事業の取り組み状況について、お答えをいたします。

市では、支え合いの意識の普及啓発や高齢者のニーズの把握、生活支援サービスの担い手の掘り起こしなどを行い、地域の高齢者の皆様が必要としている生活支援サービスの創出に向け、取り組んでいるところであります。介護に関するボランティア等の人材を育成するための研修実施につきましては、地域で行う見守り活動など、市民が生活支援サービスの担い手

○議長
○市長
(長尾忠行)

となれるよう、昨年1月から生活支援ボランティア養成講座を実施しており、平成29年度は77名、平成30年度は30名の受講者がございました。

今年度は、このボランティア養成講座修了者を対象に、基準緩和型サービスに従事するための資格を習得していただく、平川市認定ヘルパー養成講座を平賀、尾上、碓ヶ関の各地域で開催し、18名の方がこの講座を修了しております。

また、介護予防に資する地域活動組織の育成・支援につきましては、軽スポーツ大会やシニアリーダー研修会など、老人クラブの活動を通して高齢者の生きがいと健康づくりを推進しているところではありますが、単位老人クラブは会員の高齢化が進行し、担い手がいないなどの理由で年々減少している状況にあります。

次に、通いの場、地域の見守り活動の支援につきましては、今年度より地域の高齢者が集う通いの場の立ち上げや運営に対する補助金制度を設け、平川市社会福祉協議会と在宅介護支援センターを生活支援コーディネーターとして位置づけ、各町会や市内の団体に対し支援を行っているところがあります。

続いて、地域包括ケアシステムに関する御質問についてお答えをいたします。

議員御指摘のとおり、社会資源の量や質、地域の実情や特性などはそれぞれの市町村で状況が異なります。国や近隣市町村より先行して取り組んでいくことも重要なことかもしれません。

しかし、そのためには平川市の社会資源と高齢者のニーズを把握し、サービスを提供できる体制づくりを進めていく必要がございます。本市では、地域包括ケアシステムの構築に当たり地域住民やNPO、民間団体などによる生活支援サービスを提供していく介護予防・日常生活支援総合事業、在宅医療と介護を一体的に提供できるよう介護サービス事業者や医療関係者の連携を推進する事業、さらには今後増加が見込まれる認知症の方を早期治療につなげるための認知症初期集中支援推進事業などに重点を置いて取り組んでいるところでございます。

これらの取り組みによって、平川市の高齢者が在宅で生きがいを持って暮らし続けることができるよう、限られた社会資源を効果的に活用しつつ、関係機関との連携体制を整え、必要とされるサービスが必要とする高齢者に速やかに提供できるよう平川市の地域包括ケアシステムの構築を目指してまいります。以上です。

石田議員。

答弁いただきましてありがとうございます。それでは、再質問させていただきますのでよろしく願いいたします。

まず、この介護予防・生活支援サービス事業、この中での訪問サービスAについて再質問させていただきたいと思います。今の御答弁では、来年度からこのサービス供給できる体制をつくっていくんだという話、して

○議長
○9番
(石田昭弘議員)

おりましたけれども。あくまでもこれは、実際その事業所でもってすぐスタートできるかというのとはまた別問題だと思いますので、要綱を決めて申請書等を相手のほうに送って、それを受理して、また認定してそこでもってこの事業に当たっていくというふうな流れがあると思いますので、一概にすぐとはいかないと思います。そこに事務作業もありますし、向こうのほうでも体制つくっていかねばいけませんので、なかなか難しい点はあると思うんですけれども、ですからここの事業を進めていくためにある程度こう期間を設けて、例えば1年なら1年設けて、この期間中に移行するために具体的な作業できるような体制をしっかりとつくっていかねばいけないと思うんです。そういうふうなことでもってこの訪問型サービスAに関してなんですけれども、現状はまだサービス事業者はいないという解釈でよろしいわけですね。

ですからこそ、この状況にあわせて、全国ではもう今言ったように期間を限定していつからいつまでに移行するんだと。ですから、ここに向かってしっかりとそのプロセスを踏んでいていただきたいということで、市が主導的に事業者に対して行っているわけなんです。こういうことをまず、一つしていく必要があるのではないかなと思います。

それともう1件。この資格要件を緩和しておりますので、これまでの介護福祉士などの有資格者以外でも、研修など一定要件を満たせば、このサービスの担い手になることができます。

それは先ほどおっしゃってありました、平川市認定ヘルパー養成講座、先ほどは18名でしたか、修了したとおっしゃってありましたけれども、この方々が実際ここで担い手となり得るわけなんです。これからますますその担い手が不足してまいりますし、それ以上に今度は介護サービスを受けたいという方もふえていきますので、早くここを制度化して、整備していかないとこの需要に対して供給が間に合わなくなってまいります。

ですからこそ、ここを取り急ぎやっぴいかなければならないと、このように感じております。そういうことでもって、今この平川市認定ヘルパー養成講座も行っておりますけれども現状18名の方、まだ資格は取ったもののその活躍の場もない、こういうジレンマもあると思います。ですからこそ早くこの訪問型サービスA、ここに移行できるようにぜひともこの移行期間を設定し移行への推進をお願いしたいと思いますけれども、見解を伺いたいと思います。

健康福祉部長。

訪問型サービスAの推進についてということで、お答えをさせていただきます。

訪問型サービスAは、資格を有する者のほかに市が社会福祉協議会へ委託して、養成した市認定ヘルパーを活用したサービスの提供を認めているところでございます。この市認定ヘルパーを活用するなどし、生活援助サービスを全て訪問型サービスAに移行させることにつきましては、現在少

○議長
○健康福祉部長
(三上裕樹)

数ではありますが、利用者の中には身体介助と生活援助の両方を必要とされるという方もいらっしゃり、またサービスを提供する事業所等においても体制の整備が整っていないことから、現段階では全て訪問型サービスAに移行することは難しいという状況であります。

しかしながら議員御指摘のとおり、介護サービスの需要がますます増加する一方でサービスの担い手は全国的に不足しており、当市においても今後はボランティアや市認定ヘルパー等が担う役割は、ますます重要になるものと考えております。このような状況を踏まえまして、当市では市認定ヘルパー等を有効に活用する仕組みづくりについて、介護サービス事業者や民間団体と協議を続け、高齢者のニーズを把握しながら、訪問型サービスAを推進してまいりたいというふうに考えてございます。以上です。

- 議長
- 9番
(石田昭弘議員)

石田議員。

今の御答弁でありますとおおり、両方必要な方もいらっしゃることは重々わかっています。身体介護と生活援助この2つを必要な方もいらっしゃると思いますけども、あくまでもこれ要支援1・2に関しての、この訪問型サービスAということになりますので、ここではきちんと分離してもこの対応はできると思います。身体介護に関しては通常どおりの、今までどおりの現行の訪問サービス型でいいことであって、この生活援助に関してのみこの訪問型サービスAに移行していくということですから、そこをきちんと切り分けていって、この訪問型サービスAの生活援助に関しては、先ほどおっしゃったように、平川市の認定ヘルパーの資格を持った方をそこにこう、何といいますか、活躍するように指導していくということと考えていただければありがたいかなと思います。

そうすることによって、地域でもって支えていくというような自覚もますます芽生えていって、地域に対する支え合いということはますますこういう形で展開していくのではないかなと思います。事業者だけではなくて、そこに市民の方も参加しながら支えていくというような、この最初の歯車を回すためにもこの訪問型サービスA、これにぜひとも取り組んでいただきたい、早期にここにいていただきたいとこのように考えております。

次の集いの場について伺いたいと思います。

議案説明で市長が「地域の状況に即した設置を促す。」と、このように議案説明ではおっしゃっておりました。この、通いの場です。住民主体による介護予防の目的もありますけれども、企画運営次第では高齢者にとどまらず、子供から大人まで世代の垣根を越えてさまざまな方がかかわりを持つことができ、憩いの場、生きがいや生活に張りを与える場ともなり、地域コミュニティーの再生にもつながると、このように考えることができるのではないかなと思います。

また、通いの場を縁として、お互いが親しくなることで要支援者への声かけや見守り、ごみ出しや買い物支援など、地域全体の支え合いの意識が

高まっていくことも期待ができますし、さらには生活支援ボランティア養成講座を受けた人も活躍できる場がますます広がっていくものと思われます。

現在は、平川市生活支援サービス事業を利用して、金屋多目的研修センターで、NPOいろいろライフにより通いの場が行われています。昨年からここで行われていますし、前回の一般質問でも佐藤 保議員もおっしゃっていましたが、この通いの場ですけども今後どのような展開を考えていらっしゃるのか教えていただきたいと思いますのでお願いします。

○議長

健康福祉部長。

○健康福祉部長
(三上裕樹)

通いの場の今後の展開についてお答えをいたします。

今年度、通いの場の立ち上げや運営に対する補助金制度を設け、金屋地区のNPOと碓ヶ関地域の団体がこの制度を活用して通いの場の設置に至っており、現在も複数の団体においてこの補助金を利用した通いの場立ち上げに向けた準備を進めているところであります。来年度も引き続き各町会や各団体などと協議を続け、通いの場の立ち上げに向けた支援を行ってまいります。

○議長

石田議員。

○9番
(石田昭弘議員)

今お話では、まずこの金屋のNPO法人。もう1つが碓ヶ関とおっしゃってましたか。この2つでよろしいんでしょうか、現在は。これを今後また、各町会のほうといいますか、地域に広げていくような取り組みをしていくということよろしいわけですよね。

そこで一つ問題となるのが開催場所なんですけれども、開催する場所です。開催場所としては主に集会所、町会の集会所を使うと思うんですけれども、ほかにも公民館、個人の住宅、お寺、お宮など費用をかけずに誰でも気軽に利用できる場所。ただし、危険な段差がないか、必要などころに手すりがあるか、高齢者が使いやすいトイレか、照明が適当なのかなど配慮を心がける必要があることなどから、先ほど言いましたように各町会の集会所、これが最もふさわしいのではないかなと、そのように思っております。

そこでもって質問なんですけれども、現在この平川市において町会で町会の集会所がない町会があると思っておりますけれども、その場合この集いの場所、通いの場の開催はどうなるのか。この集会所のない町会はどうするのか、この見解について少し伺いたいと思いますのでお願いします。

○議長

市長。

○市長
(長尾忠行)

通いの場の開催場所についての御質問にお答えをいたします。

厚生労働省が示している地域支援事業実施要綱の一般介護予防事業の目的の中に、高齢者を年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、住民主体の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進すると記載されております。高齢者が利用しやすい環境での通いの場の設置が求められてい

るところであります。

しかしながら、議員御指摘のように、通いの場の開催場所については具体的な規定があるわけではなく、地域の実情に応じて地域住民と協議しながら決めていくものと捉えております。利用者の利便性などの観点から、各町会の集会施設で通いの場を開催することが望ましいことも理解しておりますが、集会施設を持たない町会につきましては、市の施設を利用させていただくか、あるいは個人の住宅で行うなど、地域住民がその地域で設置、運営が可能となる方法で実施していただきたいと考えております。

通いの場の設置につきましては、市内のほかの地域や他市町村での開催場所と開催方法を参考にしながら、市の地域包括支援センターと生活支援コーディネーターである社会福祉協議会、各地域の在宅介護支援センターが支援をしておりますので、地域の特性に合わせた形での設置場所、運営方法で実施していただきたいと考えております。

○議長
○9番
(石田昭弘議員)

石田議員。

答弁でもおっしゃいましたように特別決まった場所の指定はないわけですが、先ほどの注意点から考えてみますと、やっぱり各町会の集会所が最もふさわしいかと思えます。個人のお宅でも結構なんですけれども、もし何かあった場合、要はやっぱり少し厳しいのかなと思えますし、またそれに伴った家の改修とかもしなければいけないし、なかなかこれも簡単にはいかない問題と思えます。

現在当市では、本市では順次、災害対策等もあって、またいろんな面でもってその地域の集会所を有効に使うために改築改修等行っておりますので、これに合わせて、実際に町会で集会所のない場所に関しては、新しく建築してっていくほうがいいのではないかと思います。

そのように具体的に名前を挙げて申し訳ないんですけれども、みなみの町会がありますけれども、町会長初め、町会の皆様は活動にもものすごい熱心です。意欲的です。何に関しましてもまとまりがよくてみんなで一生懸命、町会のいろんな行事を行っております。残念なことにここは、集会施設がないんです。ですから活動そのものにもどうしても限定がかかってしまいます。ですからこそ以前から、この町会の皆様が何とかこの集会所が欲しいと。そして自分たちでもって気楽に集えて今でいうこの通いの場行いたいと熱望しておりました。ですからこういうやる気のあって、企画力があって、本当に皆様が協力して今後とも継続して地域活動を、地域コミュニティを盛り上げていこうというふうな町会に関しましては、しっかりとそこを支える意味でも、集会施設、市のほうでもってつくってあげるのも私はやぶさかではないなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長
○尾上総合支所長
(長谷川尚道)

尾上総合支所長。

集会所のないみなみの町会についての御質問でございますけども。みなみの地区については、昨年11月に建設に関する要望書が市のほうに提出されております。

○議長
○9番
(石田昭弘議員)

これを受けまして建設用地、それから規模について町会と協議を行いました。大方めどがつかしましたので、平成31年度の当初予算に設計予算について計上しております。

今後の予定としては、平成31年度中に設計を終えまして平成32年度に着工というふうなスケジュールで進んでおります。以上です。

石田議員。

非常にありがたいことだと思います。本当にみなみの町会の皆様、これでもってますます力が入って町会活動を頑張っていくと思いますので、この通いの場を、模範となるような形といいますか、スタイルをつくっていくのではないかなと思います。本当にありがとうございます。

それでは次の質問に移ります。②の地域包括ケアシステムのビジョンについて再質問いたします。

先ほどの答弁によりますと、大体この「あなたと歩む介護保険」のこの図がありますけれども、ほぼこれに合致するような形の取り組みといいますか、ビジョンを描いていらっしゃるように思いました。この介護、医療、介護予防、生活支援ありますけれども、この4つをその高齢者の住まいありますけれども、ここを中心として組み立てていくと、30分以内にこのサービスができるような体制を。その中でも先ほど言うておりましたけども、医療と介護ですか、それと生活支援、さらには初期の認知に関する、また支援もしていくと、このようにおっしゃっていたと思います。

そこでもう1点このビジョンに関しては見解を伺いたいと思うのが、この平川市も土地がすごい広いし、またその生活基盤も異なる3町村が集まっております。特に人口減少、高齢化率の高い東部地区と碓ヶ関地域は別途、このビジョンを描いていかなければいけないのではないかとこのように考えています。そこでもってこの点に関しましては、何かお考えがあるのかどうか。この2つの地域に関してのビジョン等描いているのであれば、見解をお伺いします。

○議長
○市長
(長尾忠行)

市長。

御質問の東部地区及び碓ヶ関地域の地域包括ケアシステムについての御質問だと思いますので、お答えをいたします。

地域の事情や特性はそれぞれの市町村でも状況が異なると同時に、市内においても各地域によって事情や特性が異なります。東部地区や碓ヶ関地域は、他の地域と比べても、議員御指摘のように高齢化率が高い地域ではありますが、地域包括ケアシステムは、市内のどの地域においても地域住民や各団体の御理解と御協力を得ながら、医療関係者や介護サービス事業者など関係機関との連携を図り、必要な方に必要なサービスを速やかに提供できる仕組みづくりを目指しているものであります。

よって、当市においては地域ごとに連携体制を構築するものではなく、市内全域において連携が必要であると考え、地域住民や関係機関とも協議しながら、限られた社会資源を効果的に活用していくことで、全市におけ

- 議長
- 9番
(石田昭弘議員)

る一体的な地域包括ケアシステムの構築を目指してまいります。以上です。
石田議員。

今の御答弁で、全市的に取り組んでいくということでございますけれども、先ほど言ったように30分というのが一つのキーワードになります。30分以内でそのサービスが提供できるかどうか。この点に関しましても、これからできる限り、その理想に向かってこのシステムが構築されていくように取り組んでいただければと思いますのでお願いいたします。

議案説明で市長はこのように述べておりました、「私たちの地域は、自分たちでつくる。市民一人一人が主役のまちづくり。」は、この包括ケアシステムとも理念的には合致します。そのとおりだと思います。ですからこそ、この地域包括ケアシステムには全国共通のモデルはないことから、市長のおっしゃったようにみんなの力を合わせて知恵をそこでもって共有しながら、今後つくっていかねばならないものだと思います。

地域の特質や現状等をしっかりと把握しながら行政と住民各位が、我が事として捉えて、この地域包括ケアシステム、何としても今後の高齢者の方々が不便な思いをしないように取り組んでいただければと思います。

またその意味では、本市にあります地域包括ケアシステムの担う役割というのは、非常に大きなものだと思います。今後ますます重要になってまいりますので、現状のこの職員体制でもって、この役割でもって大丈夫なのかどうか。また組織そのものも今後もこの大きな取り組みに対して、今の状況で大丈夫なのか、もっと充実させていく必要があるのではないかと私は考えておりますので。この点にもしっかりと対応できるような体制づくりを今後ともよろしくお願いしたいと思います。以上でこの第1項目に関しては終了いたします。

次に項目の2. 雪対策についての質問に移らせていただきます。

雪対策については、平成27年9月定例会一般質問、「福祉除雪、道路の除排雪について」に続いて2度目となります。また、前回の一般質問で12月なんですけども、山田議員も雪に関しましての質問をしております。

昨年9月に発表した気象庁の冬の天候の見通し、12月から2月では北日本日本海側は、積雪量はほぼ平年並みとのことでしたが、予想に反して積雪量の多いシーズンとなり、本市では2月に財政調整基金から除排雪費として1億円充当し、補正後の除排雪費は3億2,000万円となりました。毎年のこととはいえ、市民生活に多大なる影響を与える積雪。雪国の宿命といえはそれまでですが、本当に何とかならないものかと常日ごろから思っておりますけれども、なかなかこれは厳しいものがあります。ですからこそ、この対策をしっかりと立てていかなければならないと思います。

それでは質問に入ります。①道路環境の確保についてのイ. 除排雪についての苦情・要望について。今シーズンの苦情・要望の件数と内容を確認します。

ロ. 間口の置き雪について。苦情・要望の中で、間口の置き雪の何と申しますか。市民の皆様からの、要望は非常に多かったのではないかと思います。

除雪作業の安全性確保及び交通渋滞回避などのため、深夜から明け方の限られた時間内で行われることから、「朝の忙しい時間帯に雪片づけを行わなければならない。」「硬く締まった雪を置かれたときには、作業に時間がかかる。」「置かれた雪を片づける場所がない。」など、毎年のこととはいえ、市民の皆様は本当に困っています。間口の置き雪についての対策と対応について伺います。

ハ. 除雪の基準と除雪機械運転員の技術と技能について。公共交通機関の少ない本市は、車利用率が高いことから、道路状況が生活や経済活動に影響を与えます。

そこで除雪の種類には、新雪除雪、拡幅除雪、路面整正の作業があります。それぞれに作業基準はあるのかどうか伺います。

除雪機械運転員の技術・技能について、「作業が雑である。」「もう少し丁寧に行ってほしい。」「同じ業者でも、年によって、運転員によって作業に違いがある。」など、市民からの苦情をいただきます。

特殊な技術を要する機械、除雪機械の運転、技術・技能の維持向上、継承していくための研修や技能講習は行っているのか伺います。

②生活環境の確保についてのイ. 融雪溝・流雪溝について。間口の置き雪や、敷地内の雪処理に有効な手段の一つに融雪溝・流雪溝があります。第2次平川市長期総合プラン106ページに融雪溝の有効利用等と書かれておることから、現在までの整備状況と今後の整備の方向性について伺います。

ロ. 雪寄せ場・雪置き場について。市では、雪置き場を5カ所設置、うち1カ所は豪雪時のみとなっておりますが、利用状況はどうなっているのでしょうか。

一般家庭では、雪置き場を利用したくても、雪を搬出する車両がないことや、あったとしても距離が遠く時間と労力がかかること。業者に頼むとお金がかかるなど課題があります。解決の方法として、住宅の近くに雪寄せ場や、雪置き場があればと考えますが市の見解を伺います。

③(仮称)「雪対策基本計画」策定の必要性について伺います。第2次平川市長期総合プランの策定に当たり、基礎資料とするために行った市の54項目の施策に対する市民意識調査によると、不満を感じている施策の4番目に重要度と思う施策の1番目に、除雪対策の充実を挙げていました。

策定された総合プランの主要施策、効率的な除排雪の推進には、「①除雪計画の見直しによる効率的な除排雪体制の確立を図ります。②道路や歩道における融雪施設等の充実に努めます。③融雪溝の有効利用等、地域の自主性を活かした除排雪対策を促進します。」の3つを掲げていますが、1年の3カ月から4カ月、雪の影響を受ける本市にあっては十分だとは言えません。

○議長

○市長

(長尾忠行)

市民の求めに応えるとともに、項目1.介護保険地域包括ケアシステムの目指すべき目標である住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるように、(仮称)「雪対策基本計画」を策定し、「快適にくらせるまち」、雪に強いまちづくりを目指さなければならないと考えます。市の見解を伺います。

市長、答弁願います。

石田議員御質問の雪対策についての質問、6点についてお答えをいたしますが、私のほうからは雪対策基本計画についてお答えをいたします。なお、道路環境及び生活環境の確保については各担当部長より答弁させます。

市ではこれまでも、機械による道路除排雪を中心に地域の協力を得ながら雪対策を推進してまいりました。しかし、急速な少子高齢化、住民の連帯感、共同体性の弱体化、局所的、集中的な降雪などさまざまな課題から雪に対する住民の対応力が低下していることから、苦情・要望として数多く寄せられています。

また、第2次平川市長期総合プラン策定に当たり行われた、市民意識調査結果によれば、不満を感じている施策や重要度と思う施策の上位に除雪対策の充実が挙がっており、市民の除雪に対する不満があるのも事実であります。

議員御指摘の「快適にくらせるまち」を掲げる本市としましても、今後雪対策の充実は必要不可欠であり、市内それぞれの地域の実情にあった雪対策を推進していかなければならないと考えております。

今後は、長期総合プランと除雪計画書を補完する総合的な雪対策の将来像を描く基本計画について関係課と連携し、策定する方向で考えてまいります。私からは以上です。

○議長

○建設部長

(木村雅博)

建設部長。

続きまして、私のほうから除排雪の苦情や要望に関する御質問について、お答えいたします。

今年度の苦情及び要望件数は、2月末時点で167件となっております。苦情や要望が多い内容としましては、間口への置き雪に関することや、道路が狭い、路面状態が悪いなど除雪後の道路状況に関すること。それから除雪車が来ない、除雪の時間帯が早い、遅いなどの除雪の出動に関することなどとなっております。

次に、間口の置き雪に関する御質問について、お答えいたします。

間口の置き雪については、通常除雪時の機械操作によって、できる限り多量とならないよう指導しているところですが、降雪量や雪質、道路の形状などによって、寄せ雪の量に差が生じることから、全面的に解消するには非常に難しいものと考えております。市民の皆様には、この置き雪の処理について、御協力いただくよう広報誌などでお願いしているところであります。

また、高齢者や障がい者の方々への対策は以前の一般質問にも答弁しましたが、2つの事業がありますので、再度申し上げますと、1つ目は平川

市社会福祉協議会が町会に助成金を交付している小規模除排雪事業であり、これはひとり暮らしの高齢者を対象に町会ぐるみで除排雪を実施するものです。

2つ目は、市が以前から町会に対して支援している地域コミュニティ育成事業奨励金。これでありますが、今年度からメニューを拡大し、町会が取り組む雪対策についても対象とし、奨励金を増額しているものです。

市としては、きめ細やかで丁寧な除雪作業を目指すと同時に、小規模除排雪事業や地域コミュニティ育成事業奨励金を活用し、町会や地域の協働で対応いただくようお願いしたいと考えております。

次に除雪の基準等について、お答えいたします。

市の除雪出動基準は、「降雪量が10センチメートル以上の場合、または降雪量が8センチメートル程度であっても降雪状況、気象通報等により雪が降り続くことが予想される場合や地吹雪等により交通に支障が及ぼすと判断される場合は出動することとする。」となっております。

また、除雪幅員水準や路面状態水準などの除雪水準につきましては、明確な水準を設けておりませんが、職員のパトロールによって道路状況を確認し、場合によっては拡幅除雪や剥ぎ取り除雪の指示を出しております。

次に、除雪機械運転員の技術及び技術向上についてであります。

以前は、除雪結団式の後に市が講習会の時間を設け、全委託業者を受講させておりましたが、近年は受講の呼びかけはするものの自主裁量としております。

今後、除雪運転員の世代交替にも順応していくよう、一般社団法人が行っております日本建設機械施工協会東北支部が開催している除雪講習会の受講を指導してまいります。

続いて、融雪溝及び流雪溝の整備についてお答えいたします。

融雪溝・流雪溝は、除雪による寄せ雪の処理をすることで道路幅員を確保できる効果的な雪処理施設です。現在、市内の融雪溝及び流雪溝は28地区、延べ延長で約32.6キロメートルあり、各町会や管理組合と協定書を交わし、管理をお願いしております。

議員御質問の融雪溝及び流雪溝の整備については、町会要望やまちづくり懇談会等で強く要望をいただいております。市では、整備条件としてまずは水源確保と排水先の有無、それから管理組合の組織化、それと使用期間における施設の管理、電気料金などが発生する場合の地元負担について整う場合として整備を考えております。

今後これらの諸条件を満たす地区であるのかなどを精査した上で、整備の方向性を決定してまいりたいと考えております。

最後に、雪置き場及び雪寄せ場に関する御質問について、お答えいたします。

今年度、市が開設した雪置き場は、黒石市の浅瀬石川河川敷、それから日沼地区の平川河川敷、それと碓ヶ関地域の平川河川敷2カ所の計4カ所

であります。利用状況といたしましては、開設している全ての雪置き場において、当初の占用面積の9割程度まで搬出されておりましたが、2月いっぱいをもちまして閉鎖しております。

議員御指摘の住宅の近くの雪寄せ場や雪置き場の整備についてですが、新規の雪置き場の確保は、適した用地が見当たらず開設できない状況となっておりますが、小規模な雪寄せ場については民間宅地開発によって整備条件となる、回転広場や緑地を利用することとしております。

また今後は、各町会内の雪寄せ場について町会等と協議しながら、空地等がある場合は利用に努めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長
○9番
(石田昭弘議員)

石田議員。

再質問を大分考えておりますけれども、時間がほぼ迫ってしまっておりますので絞込んで少しお聞きしたいと思います。

①のロ. 間口の置き雪対策についてなんですけれども。ここに、このようなドーザの写真がありますけれども、除雪ドーザサイドシャッターつきプラウというのがあります。これは非常に効果的であると聞き及んでいます。

2015年2月の青森県庁「県政・わたしの提案」に、このような提案が載っております。「今年も大雪。若い皆さまが勤務に出られる前に、老人が早起きをして車庫前の雪掻きしている姿をあちらこちらで見かける。この雪掻き。腹立たしいのは除雪車による雪塊をド〜ンと、出入り口に置いていかれることである。人力による新雪の除去は負荷も少ないが、上記雪塊は軽い排雪スコップでは取り除くこともままならぬので、結構面倒なのである。今朝もご丁寧にドッサリと置いていつてくれている。青森に移住して15年。(略) あっという間に、膝痛で雪掻きも難しくなってきた。何とか負荷を減らして欲しいものである。」

そして提案です。「除雪車の排雪板を新しいタイプのものに取り換える。」ことを提案する。

これに対して県は、「県においても、除雪機械の更新時期に合わせて、寄せ雪を少なくする新しいタイプの排雪板（排雪板の端部に金属製のサイドシャッターを取り付けている排雪板）に順次取り換えているところです。」と、このように回答をいただいております。

本市においても、県同様に更新時期に合わせて、取り換えることができたのではないかなと思いますし、また今後このような対応はしてゆく予定はあるのかどうかお聞きします。

○議長
○建設部長
(木村雅博)

建設部長。

サイドシャッターへの対応についてお答えいたします。

サイドシャッターは油圧で作動する関係上、除雪機械購入時にオプションでの取り付けのみ可能であり、購入後に取り付けることはできません。

市の現有機械の状況としましては、サイドシャッターが装着されている機械が1台、それから左右のブレードが可変可能な汎用プラウが装着されている機械が1台となっております。また、委託業者の借上機械について

は、サイドシャッターが装着されている機械はございません。

このような状況の中で、サイドシャッター付きのプラウの効果は認識はしているものの、全ての機械に装着することは費用的にも難しく、また作業効率の悪化から除雪経費の増大にもつながることから、今後は必要路線を限定した上で、機械の更新時に検討をしてみたいと考えております。

また、業者の機械を借り上げる全面委託については、サイドシャッター付きプラウの機械を除雪仕様にするにはできませんので、路線によってアングリングプラウ、排土板とそれからバケットによる組み合わせが、これが効率的な除雪の必要と考えておりますので、御理解をお願いいたします。

○議長

石田議員。

○9番

(石田昭弘議員)

できれば、やはりこのこちらのほうに、今後ともその更新時には取りつけていくようにお願いしたいと思います。

時間もあれなんで、最後。まとめになってしまいますけれども、この雪対策策定に関しましては前向きにこれから検討していくということですので、ぜひともお願いしたいと思います。そのときには、克雪のみならず利雪・親雪、これも含めた総合的な計画をお願いしたいと思います。

また、もう一つ県が行った、移住に興味ある首都圏在住者への調査によると、青森県を移住の候補地にしない理由の約7割が「寒くて雪が多い。」と回答しています。移住・定住を進める上でも、雪対策は大きなウエートを占めておりますので、この点も考慮しながらこの計画策定、また実施のほうよろしくお願いしたいと思います。

いずれにしても、雪国である以上雪を避けて暮らすことはできませんので、冬期の快適な環境を確保するための雪対策を進めていくことで、このプランに書かれていますように、「快適にくらせるまち」から「住み続けたいまち」へ、そして「あふれる笑顔 ぐらし輝く 平川市」が実現していくものと期待しておりますので、ぜひともこの雪対策これは本当に大事ですから、雪国にとってはもう生活形態また全てのものに対しての、この雪対策がベースになってくると思っていますので、しっかりと行っていただいて、市民が困らないようにぜひとも、今回のこの雪対策の策定をしっかりと進めていただけますようお願い申し上げます。以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長

9番、石田昭弘議員の一般質問は終了いたしました。

本日の日程は、全て終了しました。

次に、お諮りいたします。会期日程表のとおり、12日、14日、15日は予算特別委員会のため、また、11日、13日、18日は議事整理のため、本会議を休会にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。

よって、次の本会議は19日、午前10時開議といたします。
本日はこれをもって散会いたします。

午後 3 時 15 分 散会